

タイにおける国家領域の成立過程

——チャクリ改革期を中心として——

田 辺 繁 治

【要約】 一九世紀後半の西欧植民地勢力の進出は、ラタナコーシン朝旧制度下のタイ社会に急激な変動をもたらした。チャクリ改革は西欧植民地勢力の外圧を直接的契機とし、それに対応する五世王を頂点とするチャクリ王室権力による一連の内政改革として性格づけられる。辺境の朝貢土侯領域に対する外圧は、国家の存立の危機として認識され、旧制度下の地方国によって構成された国家領域の統治形態の改革がせまられた。外圧に対応する領域統治の改革はダムロン親王を長とする内務省によって着手され、旧来の地方国を州として統合する過程で、中央集権的統治を実現していく。すなわちテーサーピバン体制の確立がそれである。地方国主による独自の統治・経営を否定したテーサーピバン体制は、領域統治における専制的支配をより機能的・合理的に貫徹する手段であった。本稿は旧制度下よりチャクリ改革期にいたる国家領域とその統治形態の変貌を追求する。

史林 第五五卷第六号 一九七二年一月

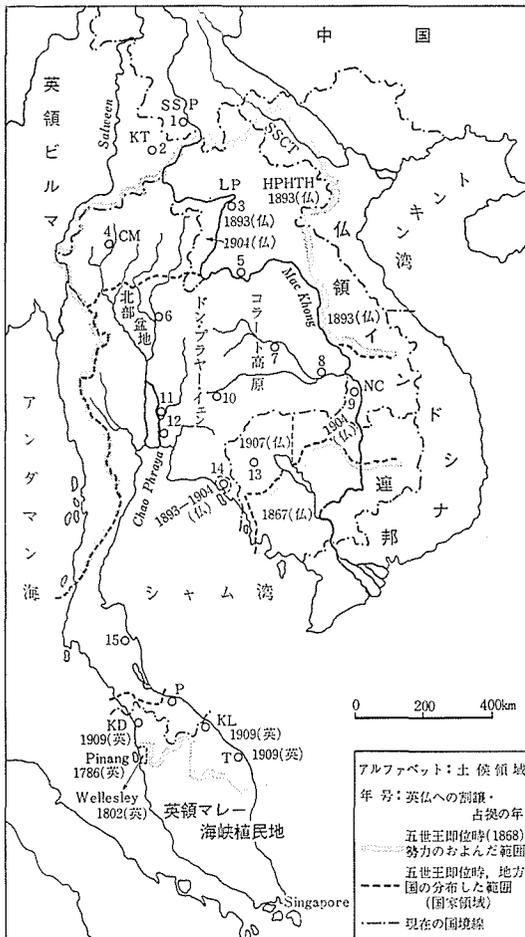
一 は じ め に

アユタヤ朝(一三五〇～一七六七AD)からラタナコーシン朝(一七八二AD)初期にかけての、いわゆる旧制度タイにおける国家領域の統治形態は、基本的にはチャオプラヤー・デルタの首都 Krung による地方国 Huamang の支配であった。その外側には緩衝国的性格をもつ異民族の朝貢土侯領域 Pathetsarat がひろがり、そこでは首都による支配も空間的距離にしたがって微弱であり、かつ断続的であった。旧制度タイの国家領域は、首都の中央政府にとってしばしば朝貢

土侯領域をも含むと観念されてきたが、徭役徴発や物納税 *Srai* などが徴収され、実質的な支配のおよんだのは地方国によって構成された領域であったと考えられる。

地方国主 Chao Mhuang によって専制的に統治された地方国と首都の中央政府との関係は、その地理的条件、交通手段の相異などによって一定のパターンが認められる。とりわけアナタヤ朝の国家領域の編成秩序に関しては、ダムロン *Damrong* 以来、ウェルズ *H. G. Q. Wales*、石井らによってしばしば明らかにされ

図1. 概念図



- SSP. Sip Song Panna
 - KT. Keng Tung
 - SSCT. Sip Song Chu Thai
 - HPHTH. Hua Phan Ha Than Hok
 - LP. Luang Phrabang
 - CM. Chiang Mai
 - NC. Nakhon Champasak
 - P. Pattani
 - KL. Kelantan
 - T. Terengganu
 - KD. Kedah
1. Chiang Hung (車里)
 2. Keng Tung
 3. Luang Pprabang
 4. Chiang Mai
 5. Wiang Chan (Vientiane)
 6. Phitsanulok
 7. Roi-et
 8. Ubon
 9. Nakhon Champasak
 10. Nakhon Ratchasima
 11. Ayutthaya
 12. Krung Thep (Bangkok)
 13. Battambang
 14. Chanthaburi
 15. Nakhon Sithammarat

アルファベット：土侯領域
 年号：英仏への割譲・占拠の年
 ○ 五世王即位時(1868)勢力のおよんだ範囲
 ● 五世王即位時、地方国の分布した範囲(国家領域)
 - - - 現在の国境線

てきた。^②

旧制度下の首都による地方国支配の形態は、一九世紀後半における未曾有の変動期にあって、大きな変貌をとげる。西
 欧植民地勢力の外圧は、国家領域の統治形態の改革とそれともなう編成秩序の改変をもたらしていった。この時期にお
 ける領域統治の改革は、いわゆるチャクリ改革の一環として遂行され、そこに現在のタイの地方統治の原型が成立したと
 考えられる。チャクリ改革期の領域統治に関する研究は、近年のタイ研究者による、未刊行文書を含むタイ史料の検討に
 よってだいに明らかになれつつある。^③ 本稿ではそれらの成果をふまえつつ、旧制度からチャクリ改革期にいたる国家領
 域の変貌・統合の過程を追求する。

- 註① このような国家領域の概念を直截に示すものとして一九三五年、地
 図局 Krom Phaenthi 発行の『シヤム歴史地図』がある。その第八
 葉 Phaenthi Prawat Anakhet Sayam は一九世紀から二〇世紀
 初頭にかけてのタイの国家領域の變遷を簡明に記している。^④ Krom
 Phaenthi, *Phaenthi "Prawat Sayam"*, Phimthi Krom Phaenthi,
 Phranakhon, Ph. S. 2478 (1935 A. D.).
- ② Damrong Ratchanuphap, *Sondet Phrachaoboromawongthoe*
 Krom Phraya, "Laksana Kamphokhronng Praket Sayam Tae
 Boran", *Channun Phawiphon*, Samnaphim Khlangwitthaya,
 Phranakhon, Ph. S. 2494 (1951), pp. 26-9. (タトロン親王「古代
 シヤムの統治形態」『御親筆集』) Wales, H. G. Q., *Ancient Siamse*
Government and Administration, (pp.) New York, 1965, pp. 102-
 34, 石井米雄「トトキヤ王朝の統治範圍を示す『三印法典』中の
 キンスト」『東南アジア研究』第六卷二号、京都一九六八年、一
 三五—六四ページ。
- ③ チャクリ改革における領域統治の改革をタトロン親王と内務省の間
 係において究明したチャクリットの業績は基本的なものであり、チ
 プ、アサーらの地方行政研究も先駆的な研究である。また国立古文書
 館所蔵の内務省文書の体系的利用によるネットの研究はチャクリ改革
 期の研究における新たな地平を切りひらくべきであろう。Chakrit
 Noraniphadungkan, *Sondet Phracho Boromawongthoe Krom*
Phraya Damrong Ratchanuphap Kap Kasuang Mahachai, Mahaw-
ithayalai Thammasat, Phranakhon, Ph. S. 2056 (1963), (タマン
 リタ・ノラニパドゥンカワン「タトロン親王の統治形態」"Choop
 Kanjanaprakorn, *Municipal Government in Thailand as an Ins-*
titution and Process of Self-government, (Ph. D. Dissertation,
 Indiana Univ.), 1959, Arsa Mekawan, *The Role of the Provincial*
Governor in Thailand, (Ph. D. Dissertation, Indiana Univ.), 1961,
 Tej Bunnag, *The Provincial Administration of Siam from 1892 to*
1915: A Study of the Creation, the Growth, the Achievements, and
the Implications for Modern Siam, of the Ministry of the Interior
under Prince Damrong Ratchanuphap, (Ph. D. Dissertation, Oxford
 Univ.), 1968

二 チャクリ改革と英・仏植民地勢力の進出

一九世紀中葉に開始されたチャクリ改革とよばれる一連の国家機構の改革は、一般に、西欧植民地勢力の東南アジア進出を直接の契機とし、国家領域の統合をおびやかす外庄に対応する内政改革として性格づけられる。英・仏を中心とする植民地勢力の外庄とは、直接にラタナコーシン朝の政治的独立を剝奪するものではなかったが、周辺の緩衝国的性格の土侯領域への一連の利権獲得と領土的伸張として展開された。さらに自由貿易、関税自主権の欠如と治外法権によって特徴づけられる一八五五年のポーリング条約の締結は、一九世紀後半の国際環境におけるタイの経済発展のメルクマールとなった。植民地勢力との同種の通商友好条約締結は、タイ経済を国際分業へ強制的に再編成する契機になった。

しかしこの外庄は、Vella^①や Sifin^② によって総括されたように、政治・軍事・経済的圧力として領土的統一を危機的状況に追いこめる the trade-oriented imperialism であったと同時に、西欧近代の合理的認識、技術などの文化的圧力の二面性として作用した。しかし外庄に対応する国家機構の改革は、五世王チュラロンコンを頂点とするチャクリ王室権力による専制的支配の機能的合理化を基調とし、Mosel^③が eadem sed aliter とよび、また矢野^④が「絶対君主による近代国家の創造というパラドックス」と述べた性格をもつものであった。そして近代的合理的認識の側面は、旧制度下のタイの国家領域の觀念に重大な影響をおよぼし、ともあれ領域国家としての国境觀念をもたらしることになった。^⑤

改革は、まず五世王即位の一八六八年から一八九二年にいたる、Chao Phraya Si Suriyawong (Chuang Bunnak) を筆頭とするブンナーク門閥勢力の政治支配を凌駕するチャクリ王室の指導権を確立する過程に始まる。そして一八七〇年代以降の国家領域統治の集権化をめざす準備期間を経て、一八九二年のダムロン親王による近代的な意味での内務省 Kasuang Mahatthai の創設と九〇年代の一連の領域統治形態の整備、すなわちテーサー・ピバン体制 Thesapiban の創出をもって、改革は前段的頂点にたつるのである。^⑥

旧制度下の農民の大半をしめたプライ(Punai、徭役農民)の徭役義務は、チャオプラーヤデルタ下流部の新田開拓による余剰米が、植民地諸国の米穀市場へ輸出され、販売を目的とする米穀生産が発展する過程で、課役代 Kha Ratchakanとして代金納されるようになった。この代金納の進展と、徭役労働力の華僑雇用労働力による代替によって、旧制度を支える徭役制度はしだいに法的に廃止され、近代的意味での納税制度が確立されていった。^⑦

また、徭役を逃れて庇護者のもとに走り、自ら債務奴隸 That Suthai に転化したり、徴税請負人の苛酷な課役代徴取のため逃亡するプライも多く、一九世紀においても相当数の奴隸が存在した。奴隸の解放は五世王の社会改革の一環として一九世紀末に始まり、二〇世紀初頭に完了した。

これらの社会改革の進行を前提に、中央政府機構の機能の合理化とともに、内務省を軸とする地方行政の改革が行われた。旧制度の国家領域の行政領域の単元であった地方国 *Hamuang* は、首都の権力の波及する度合に依りていくつかの級別編成や中央頭職による所轄の別がもうけられていたが、基本的には各地方国々主による独自の統治と経済活動にゆだねられていた。地方国のこの統治・経営の形態はキンムアン *Kin Muang* (食国)^⑧とよばれ、中央政府のプライの人力支配と徴税も、地方国に関してはこのような地方国領域統治の形態に依拠していた。財政・司法・人事など地方国領域統治に關するキンムアンの地方分権的傾向を、中央集権化によって克服することが、改革の一つの目的であった。ここで国家領域というものが明確に意識され始め、その構成部分である各地方国に対する領域統治の再編成が課題として登場したと考えられる。

英・仏によるラタナコーシン朝下の朝貢土侯領域への干渉は、すでに一八世紀末から始まり、旧制度下の国家領域を圧迫しつづであった。英東インド会社は、当時オランダ勢力を駆逐しつづ、東洋貿易の通路であるマラッカ海峡への進出を企図し、貿易拠点であると同時に英艦隊の拠点としてペナン島 *Penang* に注目した。一七八六年に東インド会社の委任を受けた一貿易商ライト F. Light^⑨ によって領有を宣言、一八〇二年までにケダー土侯のスルタンとの間に対岸のウェルズ

リー地方 Wellesley の割譲が協定された。かくてベナンは、ラッフルズ S. Raffles によるシンガポール建設にいたる間のマラッカ海峡における英植民地勢力の前進拠点となった。

しかしその後、三世王はビルマ勢力との対決の必要から、ケダー (Kedah, Saiburi) 土侯領域に侵入し、いわゆるケダー戦争がぼつ発した。この際インド総督府はクロフォード J. Crawford をバンコクに派遣して抗議し、ラタナコーシン朝に自由貿易を迫った。^⑩ クロフォード派遣の失敗の後、バーネイ大佐 H. Burney が派遣され、ケダーをめぐる英・タイのマレー土侯領域の帰属を明白にした。すなわちケダーの港津地域が英領に帰し、タイは北部に宗主権を確立した。さらにタイの勢力圏は、ケランタン、トレンガヌなどマレー人スルタンの統治する土侯領域にまでおよんだ。^⑪ これらタイにとって文化的社会的に異質な土侯領域は、その後もたびたび英・タイ間の勢力争いの的となった。この時点で、英植民地行政官であり同時にすぐれた東洋学者であったラッフルズは、タイとこれら朝貢土侯領域との間の民族文化、社会における異質性を強調している。

英・ビルマ戦争と阿片戦争に勝利した英植民地勢力は、後の対タイ友好通商条約のモデルとなったポーリング条約を締結し、自由貿易と司法権における大巾な優位を獲得した。タイの国家領域の北部の山間盆地、チェンマイ、ラムバンなどのラーオ系の土侯領域においては、従来からビルマ人、中国人とそれら土侯首長との間の協定にもとづいて小規模なチーク林伐採経営が行われていた。しかし一九世紀末から英国系の資本投下による大規模なチーク産業は、めざましい発展をみせた。とりわけ一八八五年の乱伐によるビルマチーク林閉鎖の後には、チェンマイ、ラムバン、ラムプーンなどのラーオ系土侯領域への進出は顕著となり、この地域において英資本はチーク林借地権を拡大し、伐採、製材、輸出の全分野を掌握していった。^⑫ 同時に政治的、法的分野においても、一八八三年の協定とチェンマイの副領事の設置により英植民地勢力のタイ北部山間盆地への進出は急速に展開した。

一方、一八八四年のトンキンの保護領化により、仏植民地勢力は全ベトナムとカンボジアの大半を直接統治領もしくは

保護領とし、メーコン河東岸のラーオ系土侯領域の領有を安南、カンボジアに代って主張した^⑮。インドシナ半島北部にあつて諸外国との接触地帯に展開するこれらの土侯領域が、バンコク以外にも中国や安南のフエなどにも朝貢し宗主権を認めていたという緩衝国特有の性格が、仏植民地勢力の領有権主張の根拠となつた。植民地勢力との抗争は、旧制度下のタイの地方国によって構成される本来の国家領域の外縁において展開されたのであり、マレー半島のスルタン土侯領域の帰属問題^⑯においても同様であつた。一九世紀末、半島北部においては、太平天国の残党軍である漢人^⑰が、シップソーンチュタイ Sip Song Chu Thair、ホアバン、ハータンホック Hua Phan Ha Thang Hok などの土侯領域に侵入をくり返し、ルアン普拉バンおよびタイの領域統治をおびやかした。漢人の叛乱に対して五世王は、一八七五年以来四次にわたる討伐遠征軍を派遣して治安維持につとめた。遠征軍の性格は、仏の進出に対してこれら朝貢土侯領域を確保し、さらに国境画定のための地理測量を断行するというふうに変化していった^⑱。しかしルアン普拉バンの仏副領事パヴィー A. Pavie の植民地政策と軍事力の前に、タイは一八八八年に黒タイ・白タイ族の土侯領域シップソーンチュタイの統治権を放棄することになった。

仏植民地勢力の関心は、当初、西南中国にいたるメーコン河遡行航路の確保という一側面をもっていたが、一八六六八年のラグレ F. D. Lagre、ガルニエ F. Garnier の探検隊により船舶遡行の不可能が明らかにされ、その関心はメーコン沿岸地域の資源・市場獲得へと移行していった。仏の進出との決定的事態は、一八九三年の仏艦隊によるチャオプラヤ一河口航路の封鎖、すなわちバクナム Paknam 事件においてその頂点にたつた。事件後の講和条約において、東南部沿岸のチャンタブリへの仏軍進駐、メーコン東岸のラーオ系朝貢土侯領域のすべてを仏が領有することが決定された^⑲。さらにメーコン西岸二五 km 以内のタイ軍隊は徹収され、この地帯において仏は関税の障害なしに交易が許され、治外法権が認められた。

ここでタイは「二つの空の下の土侯」とか「三方向への朝貢」とよばれたメーコン東岸の朝貢土侯領域^⑳のすべてを失つ

た。また西岸二五km非武装地帯の設定によって、チャムパーサック Champasak (Bassac) ノンカイ Nongkhai などの交易、統治上重要な土侯領域の中心地の機能を失い、コラート高原のその後背地であるワボン Udonウドンタニー Udon-thani への後退を余儀なくされた。このように朝貢土侯領域をめぐる英・仏植民地勢力との拮抗とタイの大巾な譲歩をもつて、旧制度下の国家領域の外縁の不明確な境界はしだいに画定された国境線として定着していった。領域統治の改革と旧来の地方国の領域編成秩序の改変の必要性は、このような状況の下で現実的課題として登場してくる。

- 註① Vella, W. F., *The Impact of the West on Government in Thailand*, Berkeley and Los Angeles, 1955.
- ② Siffin, W. J., *The Thai Bureaucracy: Institutional Change and Development*, Honolulu, 1966, pp. 42-63.
- ③ Mosel, J. N., "Thai Administrative Behavior", Siffin, W. J., (ed.), *Toward the Comparative Study of Public Administration*, Bloomington, 1957, p. 278.
- ④ 矢野勲、『タイ・ビルマ現代政治史研究』、京都、一九六八年、七一―八ページ。
- ⑤ 矢野勲、「タイ国の政治指導の特性―サリットの『革命団布告』を主題に―」、『アジア経済』、第二二巻第七号、東京、一九七一年、一七―八ページ。
- ⑥ 五世王時代史の最も重要なこの間の政治過程は、チャタリ改革における上からの「近代化」の性格を規定するものがあり、ワムヤットに「その見事な分析がある。Wyatt, D. K., *The Politics of Reform in Thailand: Education in the Reign of King Chulalongkorn*, New Haven and London, 1969, pp. 35-62, 84-101.
- ⑦ ノンカイ総督制度とババの解体過程について、Wales, H. G. Q., *op. cit.*, pp. 43-56, Dilock, Prinz von Siam, *Die Landwirtschaft in Siam*, Leipzig, 1908, pp. 31-57, 石井米雄、『タイにおける自由労働制の解体』、アジア経済研究所、一九六六年、三六一―四五ページ、土地制度との関連においてとらえたものは、友松孝、「タイ土地制度史―ノートルタイ農村社会史の試み」、滝川勉、斎藤仁編、『アジアの土地制度と農村社会構造Ⅱ』、東京、一九六七年、八一―一二五ページ。
- ⑧ Lingat, R., *Lesclavage prié dans le vieux droit siamois*, Paris, 1931, 石井米雄、「タイの奴隷制に関する覚え書」、『東南アジア研究』、第五巻第三号、一九六七年、一六七―一八〇ページ。
- ⑨ 拙稿、「タイ旧制度下の国家領域に関する一考察」、『東南アジア研究』、第一〇巻第二号、一九七二年。
- ⑩ Winstedt, R. O., *A History of Malaya*, Singapore, 1962, pp. 148-53, フランシス・ライナーは著者、「シンロケットとタランにまつて広く貿易に従事して来た。Simmonds, F. H. S., "The Thalang Letters 1773-1794: Political Aspects and the Trade in Arms", *Bulletin of the School of Oriental and African Studies*, Vol. 26, No. 3, London, 1963, pp. 592-619.
- ⑪ Crawford, J., *Journal of an Embassy from the Governour General of India to to the Courts of Siam and Cochinchina*, London, 1828,

- pp. 159-60.
- ⑲ Vella, W. F., *Siam under Rama III*, New York, 1957, pp. 64-7, Mills, L. A., *British Malaya 1824-67*, Kuala Lumpur, pp. 129-73
- ⑳ *ibid.*, pp. 34-5.
- ㉑ シオオ系土侯の最大の収入源は英人に対するチータ林伐採の許可であった。河川近くの筏流しの可能な地域の乱伐が行われた。Credner, W., *Siam, das Land der Tai*, Stuttgart, 1935, pp. 265-6, Ingram, J. C., *Economic Change in Thailand 1850-1970*, Stanford, 1971, pp. 105-6.
- ㉒ Smyth, H. W., *Five Years in Siam, from 1891 to 1896*, Vol. 1, London, 1898, pp. 104-6. 著者の英国系企業として Borneo Company Ltd., Bombay Burma Trading Corporation Ltd. などの大企業があげられチータ業の急進的であらゆる輸出入業に進出した。Credner, W., *op. cit.*, pp. 268-9, Carter, A. C., (ed.), *The Kingdom of Siam*, London, 1904, pp. 176-7.
- ㉓ Le Boulanger, P., *Histoire du Laos Français*, Paris, 1931, pp. 251-3.
- ㉔ 特に金銀嶺 (Dokmai Thong Ngoen, Bunga Mas) の貢送が朝貢の証であるかが、緩衝的な土侯領域の帰属をめぐる論議の的になった。植民地行政官の中における意見の対立は、ランプナムとタロンホーの間に展開された。Crawford, J., *op. cit.*, pp. 447-8 信夫藩三郎、『ランプナム伝』イギリス近代的植民政策の形成と東洋社会』東京、一九六八年、四〇〇—一九二頁。
- ㉕ 第三次遠征軍までの記録にはダムロンのある。この間ラオスに関する地図作製を行った者は、ランロッタ側からはマックカーシー
- J. McCarthy による。仏側からはフエ宮廷の情報に基づいて M. Deveria による。1877年ランプナムの駐在仏副領事であった A. Pavie はその地理・資源調査を敢行した。Damrong Ratchanuphap, Sondet Phrahaoboromawonghoe Krom Phraya, "Chotmahit Kongthap Prap Ho", *Prachum Phongsawadan Phakthi 24, Prachum Phongsawadan Lem 14*, Ongkankha Khong Khurusapha, Phranakhon, Ph. S. 2507 (1964), pp. 171-237, (タロン銀川「第一討伐軍記録」史料集成、巻四「タルサマー版」史料集成「第一四所収」以下『史料集成』は P.P. と略して「タルサマー版」の巻数を記す。) Le Boulanger, P., *op. cit.*, p. 253 吉川利治、『蛮人の乱』ラチマターロン王の北ラトナム経営』大阪外大タイ語学研究所一九七二年。
- ㉖ Le Boulanger, P., *op. cit.*, pp. 283-90, Duke, P., *Les Relations entre la France et la Thaïlande au XIX Siècle*, Bangkok, 1962, pp. 122-9.
- ㉗ *ibid.*, pp. 156-79, Smyth, H. W., *op. cit.*, Vol. 1, pp. 255-76.
- ㉘ 北陸トクキの Sip Song Chu Thai Hua Phan Ha Thang Hok, Mhang Puan などの土侯領域は中国「安南」ランプナムとタロンとの間に接触地帯を構成し、諸民族が混住し、服属・通商関係が複雑であった。Kha Thang Song Fai Pa, Mhang Suai Sam Fai Pa などのタロンは Damrong, P. P., Vol. 14, *op. cit.*, pp. 172-6, Phraya Ritthithongronachet (Sub Chuto), "Phongsawadan Mhang Lai", P. P., Vol. 9, p. 46 (「トクキ・ラチマターロントクキ」1940年代記)。

三 一九世紀中葉の国家領域

旧制度下の国家領域は、首都から直接に代官の派遣される畿内 Wong Ratchathani と國主による独自の統治・経営にゆだねられた地方国によって構成されていた。アヌタヤ朝史料である『三印法典』^① Koinai Tra Sam Duang 所収の数テキストによれば、一五ないし一六世紀には地方国の四段階の級別編成が行なわれ、さらに一八世紀には首都を中心にして、マハータイ Mahathai (民部卿) の北部地方国所轄、カラーホム Kalahom, Kralahom (兵部卿) の南部地方国所轄、クロマター Kromatha (港務卿) によるシャム湾沿岸、内陸水運の港津に立地する地方国所轄の別に区分されたことがわかる。この中央の三大顯職による国家領域の三分轄統治の形態は、若干の異動はあったとしてもラタナコーシン朝旧制度下においても継承されたと考えられる。

一九世紀中葉、とりわけ三世王治世(一八二四～一八五二)においては、ビルマ、ヴェトナム勢力に対決してラーオ系土侯領域への進出が顕著となり、一八二七年のヴィエンチャンのチャオ・アヌ Chao Anu 叛乱鎮圧を契機としてコラート高原およびメーコン流域の支配を確立した。さらにマレー半島のスルタン土侯領域に対しても宗主権を確保し、四世王治世(一八五二～一八六八)においても、チャオプラヤー・デルタを核心地域として北部盆地、さらにメーコン流域、マレー半島部にいたる国家領域が維持された。この時期における国家領域を地方国の編成秩序として系統的に示した史料としては、『ラタナコーシン王朝四世王年代記』 Chao Phraya Thiphakorawong (Kham Bunnak), *Phraratcha Phongsawadan Kwang Ratanakosin Ratchakan Thi 4* に収録された「國主・地方官各の新設と改変」^② Songtang Lae Plaeng Nam Chaomuang Kromakan の一節がある。これは四世王治世の各地方国の國主および國主代理 Palat 郡長 Nai Amphoe などの官職名の新設・改変を、中央の三省の所轄別に示したもので、かつてのアヌタヤ朝の「兵部と地方国の官職とサクデナー」Phra Ayakan Tamnaeng Na Thahan Huamuang (『三印法典』所収)とともに国家領域の統治形態と地方国の

地理的分布を簡明に示す史料である。この中には首都に直接服属してプライの徭役・兵役や地方物産の貢納 *Srai* などが義務づけられる地方国だけでなく、メーコン流域やマレー半島南部の経営にとって重要な役割をはたした朝貢土侯領域も含まれている。その反面、四世王治世という一定期間の官職名の変更を示すという史料の性格からして、かなり重要な地方国名の欠落が認められる。

そこにかげられた地方国名を手がかりとし、さらに『三世王年代記』『四世王年代記』所収の新地方国の設置に関する記述などを参照し、四世王治世の地方国の分布と国家領域のひろがりを示した（表1・図2）。

国家の主要な生産基盤はチャオプラーヤ・デルタにおかれ、その上流部にはアユタヤ朝以来の地方国が分布し、首都バンコクを中心とする下流部にも、交易上の中心地を含む地方国が展開した。特にクロマター所轄のノンタブリ、ナコンチャイシー、サムットサコン、サムットソクラーム、サムットプラカンなどは、下流部の港津としての機能を果たした。またナコンチャイシー、チャチュンサオなどの地域では華僑によるサトウキビなど商品作物のプランテーションが展開しつつあり、下流部の運河水路の整備にもなっており、しだいにその経済的重要性をました。デルタのみにかぎらず、シャム湾東南沿岸などの港津を含む地方国において華僑国主代理が任ぜられていったのは、華僑の商業活動の発展と地方国における政治的地位の向上を示していると考えられる。

スコータイ朝（C・二三八〜一四三八）以来の中心地が点在する北部盆地は一般に北部諸国 *Huanhuang* *Fai Nua* と通称されナコンサワン付近から山間盆地のラーオ系土侯領域との境までひろがっている。これらの地方国からはケントン *Keng Tung* などビルマ領への攻撃の際の兵がしばしば徴発され、北部の山間盆地の経営にとっての通路であり兵站地でもあった^⑥。最北のウッタラディットはビチャイの属領から四世王治世に地方国に昇格している^⑦。この地点まではナン川水路沿いに舟運が開け、ラーオ土侯領域や遠く雲南の物産の一大集散地でもあり、ナン經由でルアン普拉バンにいたる入口でもあった^⑧。

図2. 19世紀中葉（四世王治世）の国家領域

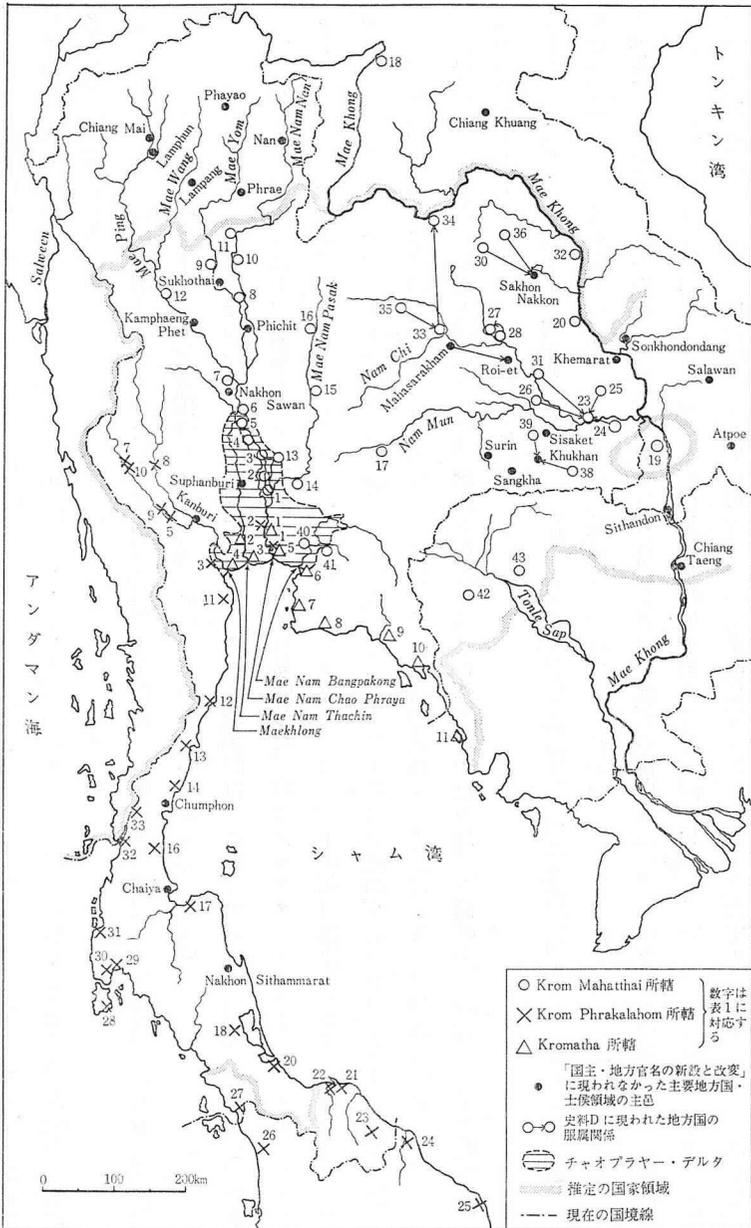


表 1. 四世王治世の国主・地方官名の新設と改変

国名(所轄利)	特記事項	備考
Krom Mahatthai 所轄		
1 Krung Kao		旧京アユタヤ
2 M. Ang Thong		
3 M. Phrom		
4 M. In		
5 M. Chainat	華僑国主代理 (palat chin)新設	
6 M. Phayuhakhiri	国主新設	四世王治世 B. Phayuhadaen より地方国 へ昇格【B: p. 732】
7 M. Banphot Phisai		四世王治世 B. Kra Sang より地方国へ昇 格【B: p. 732】
8 M. Phitsanulok 属領 Nakhonthai Nakhon Pamak		
9 M. Sisamrong		
10 M. Phitchai		
11 M. Uttaradit	国主新設	四世王治世 B. Bang Pho より地方国へ昇 格【B: p. 732】
12 M. Tak		
13 M. Lopburi		
14 M. Saraburi		
15 M. Wichian		
16 M. Phetchabun		
17 M. Nakhon Ratchasima		
18 M. Luang Phrabang		朝貢国
19 M. Nakhon Champasak		朝貢国 Chao Anu 叛乱(1827)後属領大巾 に削減【C: pp. 238-9】 トンブリ朝に服属【D: p. 417】
20 M. Mukdahan		
21 M. Prachumchanalai	国主新設	四世王治世 Bo. Mon より地方国へ昇格, 【B: 733】
22 M. Phalukadonlaphum	国主新設	Mukdahan の属領【D: 417】
23 M. Ubon		一世王治世, 朝貢国【D: p. 409】1823年 当時地方国【C: p. 237】
24 M. Phimunmangsahan	国主新設	四世王治世 B. Kuangchado より地方国へ 昇格【B; p. 732】 Ubon の属領【D: p. 409】
25 M. Trakanphütphon	国主新設	四世王治世 B. Saphü より地方国へ昇格 【B: p. 732】 Ubonの属領【D: p. 410】
26 M. Mahachalalai	国主新設	M. Mahachanachai と同一か? 四世王治 世 B. Büang より地方国へ昇格【B: p. 732】 Ubonの属領【D: p. 410】
27 M. Kalasin 属領 M. Sahatsakhan		一世王治世(1693) Wiangchan 領から4,0 00人移住, 地方国となる【C: p. 218】
28 M. Kamalasai	国主新設	Kalasin 属領, 三世王治世服属【D: p. 410】

29	M. Phuwadonsang	国主新設	Khukhan 属領【D: p. 408】
30	M. Sawang Daendin	国主新設	四世王治世 B. Pho Sa Ang より地方国へ昇格【B: p. 732】
31	M. Yosothon	同名の地方国 2 つあり しかし国主は 1 人 もと朝貢国	二世王治世服属後 Ubon 属領となる【D: p. 412】
32	M. Nakhon Phanom		一世王治世, 服属【D: p. 415】
33	M. Khon Kaen		一世王治世 Nakhon Ratchasima 属領, 後 Nong Khai 属領【D: p. 418】
34	M. Nong Khai	国主新設	三世王治世 B. Nong Khai より地方国へ昇格【A: p. 358】
35	M. Phuwiang	国主新設	三世治世 B. Phuwiang より地方国へ昇格【A: p. 358】, Khon Kaen 属領【D: p. 418】
36	M. Wanonniwat	国主新設	四世王治世 B. Raekut Ling より地方国へ昇格【B: p. 732】
37	M. Singkhonphum	国主新設	
38	M. Kanthralak	国主新設	四世王治世 Khukhan 属領【D: p. 417】
39	M. Uthumphonphisai	国主新設	四世王治世 B. Uthumphon より地方国へ昇格【B: p. 733】, Khukhan 属領【D: p. 408】
	東方の諸国		
40	M. Chachoengsao	カンボジア人国主代理 (Palat Khamen), 華 僑国主代理, 華僑郡長 (Nai Amphoe) 新設	
41	M. Phanomsarakham	国主新設	四世王治世 B. Tha San より地方国へ昇格【B: p. 733】
42	M. Phratabong		Battambang, 四世王治世 Batabong より改名【B: p. 733】
43	M. Siamarat		Siem Reap.
	<u>Krom Phrakalahom 所轄</u>		
1	M. Nakhon Khūangkhan	Raman (モン人) 国主	
2	M. Pathumthani		
3	M. Ratchaburi	タイ人国主代理 カン ボジア人国主代理, 華 僑郡長 新設	
4	M. Samingkhaburi		
5	M. Lumsum		
6	M. Tha Takua		
7	M. Tha Khamun		
8	M. Tha Kradan		
9	M. Sai Yok		
10	M. Thong Phaphum		
11	M. Phetchaburi		
12	M. Prachuapkirikhan	国主新設	四世王治世 Khong Wan を改名【B: p. 733】
13	M. Kamnoet Nopphakhun		三世王治世 B. Taphantang より地方国へ

タイにおける国家領域の成立過程 (田辺)

<p>14 M. Rrathio 15 M. Tha Saeng 16 M. Lan Suan 17 M. Kanchanadit</p> <p>18 M. Phattalung 19 M. Pralian 20 M. Songkhla 21 M. Yaring 22 M. Tani 23 M. Ra-ngae 24 M. Kalantan 25 M. Trangkanu</p> <p>西方の諸国</p> <p>26 M. Sai 27 M. Satun 28 M. Phuket 29 M. Phang-nga 30 M. Takua Thung 31 M. Takua Pa 32 M. Ranong 33 M. Kra</p>	<p>国主新設</p>	<p>昇格【A: p. 359】</p> <p>Tha Sae と同一か?</p> <p>四世王治世 Tha Thong (Nakhon Sithammarat の属領) を改名【B: p. 733】</p> <p>トンブリ朝以後, 華僑国主 朝貢国 朝貢国 朝貢国 Kelantan, 朝貢国 Terengganu, 朝貢国</p> <p>Kedah, 朝貢国</p>
<p><u>Kromatha 所轄</u></p> <p>1 M. Nonthaburi</p> <p>2 M. Nakhon Chaisi 3 M. Samut Sakhon</p> <p>4 M. Samut Songkhram 5 M. Samut Prakan 6 M. Chonburi 7 M. Banlamung 8 M. Rayong 9 M. Chanthaburi 属領 M. Klaeng 10 M. Trat 11 M. Prachantakirikhet</p>	<p>Raman(モン人) が領域内に多いので Raman 国主代理 (Palat Raman) 新設</p> <p>華僑国主代理新設 華僑国主代理新設</p> <p>華僑国主代理新設</p> <p>華僑国主代理新設 華僑国主代理新設</p> <p>華僑国主代理新設</p>	<p>四世王治世 Nonthaburi Simahasamut より Nonthaburi Mahautthayan に改名【B. p. 733】</p> <p>四世王治世 Sakhonburi を改名【B: p. 733】</p> <p>四世王治世 Ko Kong を改名【B: p. 733】</p>

M; Mūang 地方国, B; Ban, 村

「国主・地方官名の新設と改変」 Songtang Lae Plaeng Nam Chaomūang Kromakan, チャオプラヤー・ティパコラウオン, 『ラタナコーシン王朝三世王, 四世王年代記』 Chao Phraya Thiphakorawong, *Phraratcha Phongsawadan Krung Ratanakosin Ratchakan Thi 3 Ratchakan Thi 4, Chabap Ho Samuthaengchat*, Samnakphim Khlangwitthaya, Phranakhon Ph. S. 2506

(1963 A. D.), pp. 752-62. 以下, P. P. K. R. III, IV と略す。

A ; 「村の地方国への昇格」 Yok Ban Khün Pen Müang, P. P. K. R. III, IV, pp. 357-9

B ; 「四世王治世に設置された地方国」 Müang Thi Songtang Nai Ratchakan Thi 4, P. P. K. R. III, IV, pp. 732-3.

C ; モーム・アモラウォンウィチット, 『イサーン州地方国年代記』 Mom Amorawongwicht, *Phongsawadan Huamüang Mouthon Isan*, (Prachum Phongsawadan Phakthi 4), Prachum Phongsawadan Lem 3, Ongkankhakhong Khurusapha, Phranakhon, Ph. S. 2506 (1963 A.D.), pp. 184-395.

D ; トゥム・ウィパークポッチャナキット, 『イサーン史』巻2 Toem Wiphakphotchanakit, *Prawattisat Isan*, Lem 2, Samnakphim Sangkomsat Haeng Prathet Thai, Ph. S. 2513 (1970 A. D.)

マラリアの脅威をもって恐れられたドンパーイエン Dong Phaya Yen の東方のコラート高原に対しては、一八世紀末から一九世紀初頭にかけての軍事遠征により、いくつかの地方国が設置され、チャオ・アヌ叛乱以前においてムン川、チー川流域およびメーコン沿岸のチェンティーンなど若干の地域に地方国が分布していた。しかしメーコン沿岸においてはヴィエンチャン、チャムパーサックの宗主権が波及し、タイのコラート高原、メーコン沿岸の経営に対決するにいたる。チャオ・アヌ叛乱はビルマのラーオ系土侯領域に対する干渉の後退によって明白になったヴィエンチャンとタイ勢力のこれら地域の支配権をめぐる対立であった。^⑩ 叛乱の鎮圧とヴィエンチャン滅亡により、三世王治下においてメーコン流域のノンカイ、チャイブリなどが地方国として設置され、さらにヴィエンチャン側に加担したチャムパーサックの領域も大巾に削減され、南部のメーコン東岸にもいくつかの新地方国が設けられた。^⑪ チャムパーサックは朝貢土侯領域として存続したが、メーコン流域の数個の属領を統轄する地方的な中心にすぎなかった。^⑫

「国主・地方官名の新設と改変」においてはこの地域における四世王治下の新地方国一四の設置を記している。しかしメーコン沿岸においてはチャムパーサック朝貢土侯などの官職名の改変を記するのみで、安南の衰退とともに、チャムパーサック、シタンドン、カムトンヤイ、ケマラートなどの中心地による後背地の支配が比較的安定した状況であったことを示していると考えられる。一四にのぼるコラート高原の地方国国主の新設は、これら地方国すべてが首都に直接服属し、プライの物納税の貢納や兵役徴発が行なわれたことを意味するのであろうか。^⑬

トゥム^⑭ Toem Wiphakphotchanakit によれば、これら地方国の多くは、ウボン、ロイエット、

ナコンパンム、サコンナコン、ターカンなどの比較的古くから服属した地方國の属領であったことを記している。地方國の服属関係は不明な点が多く、個々の事例の検討が必要とされるが別の機会にゆずる。ともかくコラート高原、メーコン流域の地方國の統治に関しては、一九世紀末の対仏危機を契機として、五世王治下になって本格的な領域統治が開始される。

- 註① Kot Monthianban (『坤甸通志』) Phra Ayakan Tammaeng Na Thahan Huamfang (『暹羅と地方國の關係』) Phra-thammawun (『暹羅』) 卷二、二七九頁。Mahawithayalai Wichha Thammawat Lae Kanmufang, *Pivannan Kohwat Ratchakan thi 1 chulabharachia 1166 phim Tam Chabek Luangpha 3 Duang*, Phranakorn, 1938, Vol. 1 (タヤカーン大書本『三印通志』) 所収。
- ② Chao Phraya Thiphakorawong (Kham Bunnak), *Phyavatcha Phongsawadan Krung Ratanakosin Ratchakan Thi 3 Ratchakan Thi 4*, Chabap Ho Samuthaengsat, Sannakphim Khlungwittaya, Phranakorn, Ph. S. 2506 (1963), pp. 752-62 (チャクナトヤ・ナヤノトヤノ『クナトノミン王朝三印王』四世王傳之記) 『國史古史叢書』第一 P. P. K. R. III, IV, 257-60。『四世王傳之記』以照して、Chadin Flood 244頁を参照。
- ③ Chadin (Kanjavanit) Flood (cr.), *The Dynastic Chronicles Bangkok Era The Fourth Reign*, 3 Vols, Tokyo, 1965。
- ④ "Yok Ban Khun Pen Mfang", P. P. K. R. III, IV, pp. 357-9 (邦の地方國(暹羅)) "Mfang Thi Songlang Nai Ratchakan Thi 4", P. P. K. R. III, IV, pp. 732-3 (四世王治下之暹羅) 邦の地方國)。
- ⑤ 華僑によるサマウキビ・フランテーションの発展はすでに三世王治世におおむねめざましく、サマウキビ一九世紀中葉の最も重要な輸出
- 品として、Pallegoix, Mgr., *Description du Royaume Thai ou Siam*, tome I, Paris 1854 (repr. 1969), pp. 80-2, 101-2, Neale, F. A., *Narrative of a Residence at the Capital of the Kingdom of Siam*, London, 1852, pp. 68-9, Ingram, J. C., *op. cit.*, pp. 123-4。
- ⑥ 一八六一年着工のバーナム運河 Khlong Mahaawat 一八六七年の阿片税収入を救って掘削したミンシーチャレン運河 Khlong Phasi Charoen などスターチン流域とチャクナトヤ河を結んだ。P. P. K. R. III, IV, pp. 530-1, 691。
- ⑦ 一八五三年のクアンン新征軍のこの地域および山間盆地のクアンン・ロイタマタを占領し、○○○○の城を築きつゝ、P. P. K. R. III, IV, p. 457。
- ⑧ *Abharranukrom Phumisal Thai*, Chabap Ratchabanditsathan, Lem 3, Rongphim Phrachan, Phranakorn, Ph. S. 2507 (1964), pp. 1666-7 (トクノ一版『タイ國地理學叢刊』)。
- ⑨ McCarthy, J., *Surveying and Exploring in Siam*, London, 1900, pp. 73-4。
- ⑩ クアンン東岸のブアナーアトプ (Utraboe) はクアンン朝に服属しつつも、チャムナーチャットの影響が強かった。サモンチンが一七八四年一世王治世、地方國として服属した。Mon Amornawong-wichit, "Phongsawadan Hramnang Monthon Isan", P. P. V, Vol. 3, pp. 207, 212-3 (キート・ブキラウオンウッチャア「イサーン州地方

〔年代記〕。

- ⑩ Vella, W. F., *op. cit.*, pp. 86-7 (一一〇-二〇) Wyatt, D. K., "Siam and Laos 1767-1827", *Journal of Southeast Asian History*, Vol. 4, No. 2, Amsterdam, pp. 46-7.
- ⑪ P. P. K. R. III, IV, pp. 357-9.
- ⑫ Mon Amorawongwichit, *op. cit.*, pp. 238-9.
- ⑬ ヲボンの場合は、小曆一八八九年(一八二七A D)当時、スアイを

四 一九世紀末の国家領域

デルタの水路交通の発達は古く、五世王治下における下流部の運河水路網の整備は、荒蕪地の水田化を進行させ、余剰米輸出のための交通路を保証した。しかし広大な国家領域の広範にわたる体系的交通手段の整備はきわめて遅れていた。巨大な財政投資を要する鉄道、電信、電話網の敷設は一九世紀末ようやく着手されたにすぎない^⑭。交通手段としてはデタを中心とする内陸水運と、乾期から雨期の初めにかけての陸路の利用がその大半をしめた。またマレー半島部への海路も、蒸気船の未発達な段階では、首都からの南行は一〇〜四月の北東モンスーンを、帰路の北行は五〜九月の南西モンスーンを利用しなければならなかった^⑮。

首都とデルタ以外の地域を結ぶ交通は困難をきわめ、常にマラリヤ、山賊、野獣などの脅威にさらされていた。舟運もデルタ以北の上流部では、砂洲や急流による危険が存在し、チャオプラーヤ河の大型船舶廻行は、乾期でナコンサワン、雨期で支流メーピン沿いにターク Tak (Raheng) までに限られた。また支流ナン川沿いでウッタラディットまで可能であり^⑯、国家領域のチャオプラーヤ水系の北部の境は、この舟運の北限とほぼ一致していた。

コラート高原では牛の飼育が古くから行なわれ、河川の増水期における小舟の使用をのぞいて牛車の隊商交通が発達していた。コラート高原東端からナコンラーチャシマーまで牛車で約三週間を費すといわれ、首都から高原を縦断してメー

献上するブライの数二〇〇〇人で、貢納金は二〇〇チャン(八〇〇〇バーン)、兵役義務のブライ二二〇〇〇人、官吏の生計のためのブライ一五〇〇人がいた。ibid., p. 237.

- ⑭ Toem Wiphakphochanakit, *Pravattisat Isan*, Tem 2, Samnakphim Samakhom Sangkomsat Heeng Prathet Thai, Phranakho, Ph. S. 2513 (1970), pp. 404-21 (トウム・ヴァム・ハム・タホム・チャナキット、『イサーン史』巻二)。

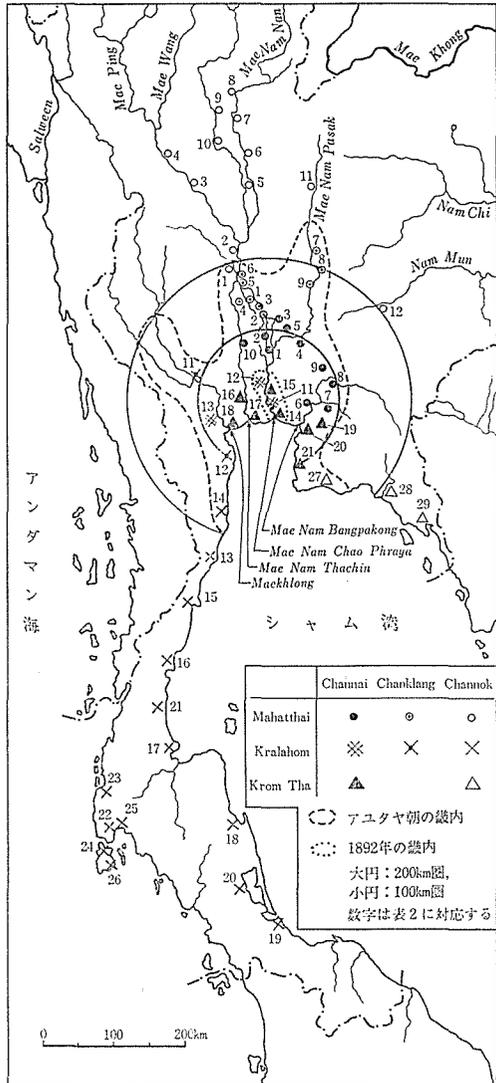
コン沿岸のノンカイにいたるには、水路・陸路を利用して三〇日を費した^⑥。またチャオプラヤー水系を遡行して山間盆地の土侯領域チェンマイにいたるには四九日の行程であった^⑦。

電信・電話の未発達な段階においては、文書を運ぶ飛脚がその役割をはたした。首都と辺境の地方国および朝貢土侯領域の間の火急の通信の際には、マハータイの規則として首都からの往復日程が定められていた。プラヤー・ラーチャセーナー^⑧ Phraya Ratchasena (Siri Thephatsadin na Ayuttraya) によれば、首都から①ルアン普拉バン、往路一七日、復路一三日、②ノンカイ、往路復路共各一二日、③ウボン、往路復路共各一二日、チャムパーサクまではさらに一日増し、各一三日、④プラタボン Pattambang、往路復路共各七日のごとくであった。この場合、道筋の地方国から提供される飛脚舟、早馬が使用されるのは不可欠であり、他の手段によればさらに二、三倍の時間を要した。中央政府の三省の所轄になる各地方国への命令の伝達はきわめて困難であり、キンムアンによる各地方国独自の統治は、さらに中央の意志の疎通をさまたげた。このような状況のもとで、首都在住の官吏で地方国への赴任をのぞむ者はほとんどなかったといわれている^⑨。

交通手段の未発達には、各地方国の相対的独立の傾向を生み出したばかりでなく、国家の危急の時に直面して軍事的対応のおくれをもたらした。一八九三年の対仏危機に際してメーコン沿岸に軍団を移動するのに一ヶ月を費している^⑩。さらにこの年の雨期にプラタボン方面に派した軍団は熱病のため多くの犠牲者を出し、シンポンからプラタボン一帯は溢流水で冠水し、輸送手段を失って立往生してしまった^⑪。交通手段の体系的整備の立ちおくれは、広大な国家領域の統治上の大きな障害となり、植民地勢力の外圧に対応する各地域、各地方国の有機的、効果的な結合は不可能に近かった。

先述のごとくアナタヤ朝における国家領域の区分には畿内もしくは四級国の分布する地域、三級、二級、一級の四段階が存在した。畿内はデルタを中心に港津や河川運河交通路が集積する地域に展開し、三級、二級国は首都から僻遠の地に分布して相対的に独立的傾向を有し、一級国は北にピッサヌローク、南にナコンシータムマラートの二国で、朝貢土侯領

図 3. チャンナイ、チャンクラーン、チャンノークの領域区分



域との境にあって鎮守府的機能をはたして¹³⁾。そこには一定の地理的な空間秩序が認められる。首都の中央政府から直接に代官が派遣されて統治した畿内という行政領域は、その後いかなる変遷をたどったかはさして明らかでない。一九世紀末においては、中央政府の財政は極度に貧窮し、地方国の官を直接任命することはきわめて困難であり、その結果、キンムアン制下にゆだねられた地方国のプライの人力支配と徴税体制は弛緩したものとならざるをえなかったと考えられる。テット¹⁴⁾ Tj Bunnag によれば畿内は、一八九一年において、わずかに首都近郊のパトゥムタニー、ノンタブリ、プラプ

ラデー、サムットサコンの四地方国にかぎられたといわれる。

畿内という行政領域とは別に、一九世紀末ではしばしばチャンナイ Channai、チャンクラーン Chanklang、チャンノ

表 2. チャンナイ・チャンクラーン・チャンノークの領域区分

Krungthep Mahanakhon (Bangkok)			
I Channai (21ヶ国)			
Mahatthai 所轄			
1 Krung Kao	2 Angthong	3 Lopburi	4 Saraburi
5 Phraphutthabat	6 Chachoengsao	7 Phanom Sarakham	
8 Prachinburi	9 Nakhon Nayok	10 Suphanburi	
Kralahom 所轄			
11 Nakhon Khūankhan	12 Prathomthani	13 Ratchaburi	
Trom Tha 所轄			
14 Samut Prakan	15 Nonthaburi	16 Nakhon Chaisi	
17 Samut Sakhon	18 Samut Songkhram	19 Phanat Nikhom	
20 Chonburi	21 Banglamung		
II Chanklang (12ヶ国)			
Mahatthai 所轄			
1 Inthaburi	2 Phromburi	3 Singburi	4 Sankhaburi
5 Chainat	6 Manorom	7 Wichian	8 Buachum
9 Chaibadan	10 Kamphran*		
Kralahom 所轄			
11 Kanchanaburi	12 Phetchaburi		
III Channok (29ヶ国)			
Mahatthai 所轄			
1 Uthaithani	2 Nakhon Sawan	3 Kamphaeng Phet	4 Tak
5 Phichit	6 Phitsanulok	7 Phichai	8 Uttaradit
9 Sawankhalok	10 Sukhothai	11 Phetchabun	
12 Nakhon Ratchasima			
Kralahom 所轄			
13 Prachuapkhirikhan	14 Pran	15 Kamnoet Noppakhun	
16 Chumphon	17 Chaiya	18 Nakhon Sithammarat	19 Songkhla
20 Phatthalung	21 Langsuan	22 Takua Thung	23 Thakua Pa
24 Thalang	25 Phang-nga	26 Phuket	
Krom Tha 所轄			
27 Rayon	28 Chanthaburi	29 Trat	

「地方国を Channai, Chanklang, Channok に区分すること」'Wa Duai Baeng Müang Ben Channai Chanklang Channok', 『タイ王国官報』 卷1 *Ratchabitchaunbeksa*, Lem 1, 1346 (1874 A. D.), p. 306.

※ 位置不明。ただし、現在の Lopburi 県 Chaibadan 郡の Pasak 川中の早瀬に Phran (Phanchana) の地名あり。『タイ国地理事典』 卷3 *Akkhnanukrom Phumisat Thai, Chabap Ratchabanditsathan*, Lem 3, Phranakhon, Ph. S. 3507 (1964 A. D.), p. 930.

ーク Chanok の地方国、という領域区分が登場する。一八七四年に刊行された『タイ王国官報』卷一 *Ratchakichamu-bahsa*, Lem 1 の一節に記されたこの領域区分は図3・表2のごとくである。首都を中心にした地方国の三分は、当時のクロムナー Krom Na (農務省) の官吏、プレーヤー・ラーチャウォラスクーン Phraya Ratchaworankun によって行われた。この区分はクロムナーによる地方国の水田面積の計測のために設定されたと考えられる。

首都 Krunthep Mahanakon 周辺のデルタ下流部を中心にチャンナイの諸国が分布し、デルタ上流部の地方国を中心にチャンクラーンが設定され、その外側の北部盆地、マレー半島部、東南沿岸などの地方国はチャンノークとされている。コラート高原についてはナコンラーチャシマーをのぞいて何ら記載はない。これがいかなる理由によるか不明であるが、コラート高原の生産力の低さと、この時期にあっても統治上きわめて疎遠な地域であったことが十分予想される。

チャンクラーンに含まれる地方国はデルタ上流部およびその縁辺に位置し、首都からほぼ二〇〇km 以内にある。チャンナイ、チャンクラーンの領域は、かつてアナタヤ朝において設定された畿内とほぼ一致している。これは生産基盤であり、河川水路交通路の集積するデルタが領域統治上の空間的枠組として踏襲されてきたことを示すと考えられる。また、一九世紀末において一〇〇km 圏ともいえる下流部を中心としたチャンナイが設定されたことは、この地域において灌漑排水および米取りのための交通路を保証するための運河の掘削、浚渫保全がさかに行なわれ、荒蕪地の水田化が大々的に進行的であったことを反映している。一八七六年着工のナコンヌアンケット運河 Khlong Nakhon Nüang Khet^⑭ 一八七八年のプラウエートブリロム運河 Khlong Prawetburim などの開削は、当時の米作の一大中心地であったチャチュンサオと首都を結ぶことになり、沿岸の水田化が行なわれた。これらの運河開削は、国家の事業としてだけでなく、王族、貴族、国主らによっても行なわれ、沿岸農地の大土地所有へと導いた^⑮。そして運河開削と新田開拓はパトゥムタニー、ナコンヌック間のランシット運河 Khlong Rangsit システムの完成によって頂点にたつする。このようにして、チャンナイに含まれる地方国の主君は、下流部開墾と余剰米輸出の増大にともなって、その港津としての機能を高め、米を中心

とする商品作物の集散地に転化していった。

この三分はクロムナーによる水田面積の計測のための便宜上の設定にすぎなかったのか、それとも中央政府による地方支配のための何らかの機能をもった領域であったのか、今の段階では不明である。中央政府の統治上の関心は、いずれにしろ、チャンナイ、チャンクラーンに注がれ、チャンノークやさらにコラート高原の地方国は、交通手段の未発達により、きわめて孤立した状態であった。

- 註① Smyth, H. W., *op. cit.*, Vol. 1, pp. 31-2.
- ② Grindrod, *Siam: a Geographical Summary*, London, 1895, pp. 74-9.
- ③ *Ibid.*, pp. 18-20.
- ④ McCarthy, J., *op. cit.*, pp. 78, 118.
- ⑤ Credner, W., *op. cit.*, p. 305.
- ⑥ Grindrod, *op. cit.*, p. 78.
- ⑦ McGilvary, D., *A Half Century among the Siamese and the Lao: an Autobiography*, New York, 1912, p. 5.
- ⑧ Damrong Ratchanuphap, *Somdet Phrachaorommanawonihoe Krom Phraya Lae Phraya Ratchasena (Shri Thephatsadin na Ayutthaya), Thesaphiban, Sannakphim Khlawgwithaya, Paranakhon*, Ph. S. 2495 (1952), pp. 102-3 (ヌムロン・ノチャヤー・ノチャヤーナー『チーサーブ・ノーン』以下『Thesaphiban』を略す。) この書はヌムロンの内務大臣就任時におけるチーサーブ・ノーン体制成立期の苦心談を集録し、長い間、内務省官吏であったラーチャセーナーによるチーサーブ・ノーン体制の刻明な記述をも併載している。
- ⑨ *Ibid.*, p. 76.
- ⑩ *Ibid.*, pp. 44-5.
- ⑪ Tej Bunnag, *op. cit.*, p. 7.
- ⑫ *Thesaphiban*, pp. 104-5.
- ⑬ 一地方国を加え、三世五時、チャオ・ブヌ叛乱後、ラーオ系土侯領域に対する鎮撫の目的から、ナムラーチャーミーターが一級国に昇格した。P. P. K. R. III, IV, pp. 528-9.
- ⑭ Tej Bunnag, *op. cit.*, p. 34.
- ⑮ “Wa Duai Baeng Mtang Ben Channai Chanlang Channok”, *Ratchahitchakumbeksa*, Lem 1, C. S. 1236 (1874), p. 306 (「地方国をチャンナイ、チャンクラーン、チャンノークに区分すること」)
- ⑯ 友杉孝『「Chao Phraya デルタのかんがい排水開発の歴史的發展過程」』『東南アジア研究』第三卷第四号、京都、一九六六年、一五〇—一五二頁。
- ⑰ Chao Phraya Wongsunupraphat, *Ruang Prawai Kasuang Kasatrathikan*, Phranakhon, Ph. S. 2484 (1941), pp. 139-41 (チャオプラヤー・ウォンサームプラムット『農務省史』)。
- ⑱ ハンムコン沿岸のチャチュンサオは、当時交易の一大中心であり、チャオプラヤー河と結ぶ幹線運河の開削とともに重要性を失った。
- ⑲ Smyth, H. W., *op. cit.*, Vol. 1, p. 57.
- ⑳ Graham, W. A., *Siam*, Vol. 2, p. 15.

② Chao Phraya Wongsanupraphat, *op. cit.*, p. 154.

③ 領域を示す概念としてはかなり不確定なものと考へられ、『タイ王国官報』のダムロンの一八九二年の視察旅行を伝える一節においては、アルタ上流部や北部盆地の諸國を Huanliang Channai Fai Nua (北方のチャンナイ諸國)とよんでいる。チャンノークは通常の使用

五 領域統治の改革——初期の試み

一九世紀末まで国家領域の統治は、中央政府の三省によって分割され、さらに三省の重要ポストの大部分はブンナーク Bunnak 家を中心とする特定門閥によって掌握されていた。ようやく一八八〇年代に入って、五世王を中心とする世代が抬頭し、^①チャクリ王室を中心とするグループによって中央政府を領導する基盤が築かれていった。一八九二年、五世王は政府機構の改革を宣言し、中央政府に一二省を設け、マハータイの大臣には当時三〇歳のダムロン Damrong 親王が任せられた。^②ダムロンは地方國が元の三省によって分割されているという不合理を克服するため、二年後にはカラーホームなどの所轄領域をマハータイに併合し、マハータイは全国家領域の統治を担う内務省として出発した。

五世王らの領域統治の改革に向う決意は、諸外國が共に侵略の姿勢をとりつつあるという危機の認識に支えられ、それに対応する国家領域統治にかかわる制度の合理化、とりわけ内務省による地方國統治を整然とした制度とすることが要請された。^③内務省の下には、地方憲兵警察局 Krom Tamratphuthon などの治安維持のための部局、さらにマレー半島部の地方國の錫鉱を管理する鉱務地質局 Krom Ratchalohakit Phumwitaya、北部のチーク林資源管理のための森林局 Krom Panai など機能分化された六部局が設置された。^④これらの部局には英人を主とする多くの外国人技師が採用された。

また広大な国家領域を統治するための地理学的知識は、一八八七年の地図局 Krom Phaentui 設立とともに踏査・測

法では「ローリー高原などを指す場合が多い。」「Khae Phrachao Non-gyathoe Kromannun Damrong Ratchanuphap Sadet Pai Mueang Nua', *Ratchakitchanubeksa*, Lem 9, R. S. 111 (1892), p. 233 (『クハオン親王北部の諸國(行幸のニース)』)。

量が行われ、しだいに整備されつつあった。しかしレットによれば一八九二年当時、統治を担う内務省官吏においてさえ、辺境地域については若干の都市の名を承知しているにすぎなかったといわれる。科学的な地理学的知識の導入は、地図局にインド総督府の英人技師マッカーシー J. McCarthy やロフタス A. J. Loftus が招かれ、辺境地域の地図作製のための測量が行われた時期に始まる。マッカーシーは一八八一年以来、各地を調査測量し、とりわけ北部ラオスの国境画定のため、漢人の叛乱に対する討伐遠征軍と行動を共にし、ラーオ系朝貢土侯領域に関する知識・情報を提供した。その成果は、一八八七年における最初の科学的地理測量にもとづく地図の刊行、その後のロンドンにおける全土と朝貢土侯領域を含む地図の刊行として結実した。

地図局による地理学的知識の獲得・蓄積は、ダムロンの近衛隊局 Krom Tahannatatek 在任以来の門下生であり、マッカーシーの協力者であった新進の地形学者ルアン・テーサーチットウイチャン^⑤ Luang Thesachitwichan (Seng Wirayasin) の内務省入りによって本格的になった。ダムロンを中心とする領域統治の改革と国家領域の編成秩序の改変は、このような科学的基礎を準備する過程に始まったのである。

ダムロンの内務大臣就任以前においても、外庄による緊張のはげしい諸外国との接触地帯の土侯領域や辺境の地方国に對しては、統治上の若干の試みがみられた。軍事的援助を主目的としたカールアン^⑥ Khulang の首都からの派遣がそれである。旧制度下のキンムアン制による領域防衛上の弱点を克服すべく、また恒常化した外庄への対応として、改革の前段の過程で設置された。

常駐のカールアンの派遣は、小曆一二三六年(一八七四 A・D) におけるチェンマイの例が比較的初期の例であろう。『チェンマイ、ラムパン、ラムプーンチャイ年代記』^① Phongsawadan Mueang Nakhon Chiangmai, Mueang Nakhon Lamphang, Mueang Lamphunchoai によれば、将校一〇、兵六〇の計七〇人をもなうカールアンがチェンマイに派遣され、英領アヴァのビルマ人によるテーク林伐採権の伸張に圧力を加えるのを目的とした。

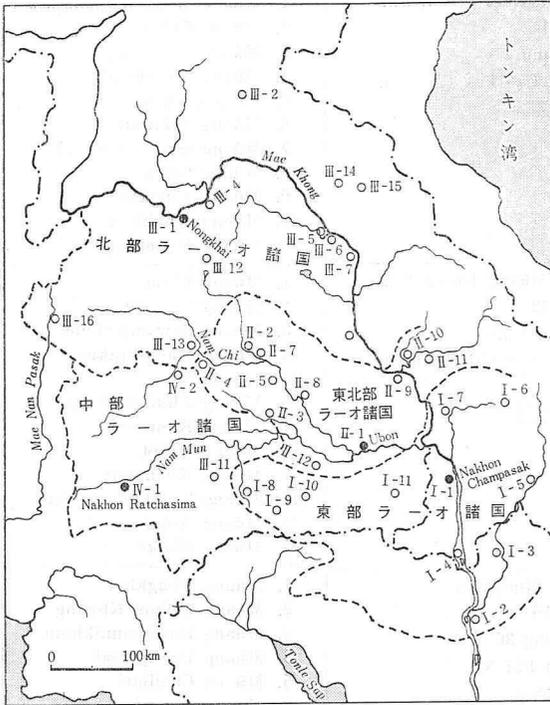
東方に対しては、仏植民地勢力の伸張に対応して、多くのカールアンが派遣されたことが『イサーン州地方国年代記』の記事にみえる。小暦一二三八年（一八七六A D）にはカンボジアのプラタボン、ナコンシエマラート（Siem Reap）に、小暦一二四〇年（一八七八A D）にはコラート高原南部のサンカ Sangkha などの盗賊追討の名目で派遣されている。メーコン沿岸のチャムバーサクおよびウボンに対しては小暦一二四四年（一八八二A D）にカールアンが派遣されている。

カールアンの派遣とその所轄領域の設定は、キンムアン制下における辺境の国主や朝貢土侯の独立的性格が、外圧に対する国家領域の防衛にとって桎梏となってきたことを示している。それ故、カールアンの所轄領域は、従来のキンムアン制下に凝縮していた地方国や土侯領域の境域を越えてその数個を包括する場合があった。例えばチーク林の利権を管理統轄するチェンマイのカールアンの場合^④、その所轄領域は隣接するラムパン、ラムブーンチャイ、プレー、ナーンなどの山間盆地の土侯領域にまでおよんだ。錫鉱山の経営をめぐる華僑労働者との争議と政情不安を收拾すべく派遣されたブーケットのカールアンの統轄領域は、マレー半島西岸の全地方国におよんだ^⑤。

カールアンの領域支配はしだいに国主や朝貢土侯によるキンムアンを否定していくものであった。コラート高原のウボンにおけるその過程は、『イサーン州地方国年代記』に明らかである。小暦一二四六年（一八八四A D）の条には、「ウボンのカールアン、ルアン・パクディナロン Luang Phakhinaron に許可証を与え、ウボンとその属領の領域内に居住する者に対して、官務に使役するために徴発することにかえて課役代を徴収し、一人三ニアット（ $\frac{1}{2}$ バット）と定めた。これが先例となりこれ以降慣例となった」とある。また小暦一二五〇年（一八八八A D）には対仏危機を反映して、ウボンおよびチャムバーサクのカールアンは、所轄領域内のプライを動員して軍事訓練を行っている。このようにカールアンは財政的にも軍事的にも、しだいに辺境の地方国や朝貢土侯領域の直接支配へと乗り出していった。

コラート高原やメーコン流域に関しては、対仏緊張が増大するにたがってさらに明確な所轄領域が画定され、五世王の異母兄弟などがカールアン・ヤイ Khaluang Yai として派遣され正規軍をも伴った。『イサーン州地方国年代記』ラ

図 4. カールアンの所轄領域



数字は表 3 に対応する
 ○ 地方国、土侯領域の中心地
 ● カールアンの設置された中心地
 - - - 推定の所轄領域
 - - - 現在の国境線

タナコーシン暦一〇九年(一八九〇A.D.)の条には、チャムパーサク、ウボン、ノンカイ、ナコンラーチャシーマーの四拠点にカールアンが設置され、周辺の地方国、土侯領域を統轄したことが記されている。それぞれのカールアンが官務を命じ、訴訟案件を判決し、貢納金 Ngoen Suai を督促する所轄領域は図 4 表 3 のごとくである。チャムパーサクを中心とする東部ラーオ諸国 Huamuang Lao Fai Tawanok、ウボンを中心とする東北部ラーオ諸国 Huamuang Lao Fai Tawanok Chiangua、ノンカイを中心とする北部ラーオ諸国 Muang Lao Fai Nua、ナコンラーチャシーマーを中心とする中部ラーオ諸国 Huamuang Lao Klang とよばれた領域がそれである。これらのラーオ族の居住する領域は、一八九三年以後仏領に帰したメーコン東岸の地方国や土侯領域を含んでいるが、一八九二年以後ダムロンによって設置されたテーサーピバイン Thesaphiban 体制下の州 Monthon の粗型となり、ほぼそのままの空間的規模で踏襲改変されていくのである。例えば東北部ラーオ諸国とよばれるムン川チー川流域および東部ラーオ諸国のメーコン西岸は、ラーオカーオ州 Monthon Laokao とわれさらに一九〇〇年にはイサーン州 Monthon Isan として統合され、北

表 3. カールアンの所轄領域

<p>I. Khaluang Nakhon Champasak 大 Müang 11 属領の Müang 21 Huamüang Lao Fai Tawanok 東部ラーオ諸国</p>	<p>1. Müang Nakhon Champasak 2. Müang Chiang Taeng 3. Müang Saenpang 4. Müang Sithandon 5. Müang Atpoe 6. Müang Salawan 7. Müang Khamthongyai 8. Müang Surin 9. Müang Sangkha 10. Müang Khukhan 11. Müang Detudom</p>
<p>II. Khaluang Müang Ubonratchani 大 Müang 12 属領の Müang 29 Huamüang Lao Fai Tawanok Chiang Nüa 東北部ラーオ諸国</p>	<p>1. Müang Ubon 2. Müang Kalasin 3. Müang Suwannaphum 4. Müang Mahasarakham 5. Müang Roi-et 6. Müang Phulaenchang 7. Müang Kamalasai 8. Müang Yosot 9. Müang Khemarat 10. Müang Songkhondondang 11. Müang Nong 12. Müang Sisaket</p>
<p>III. Khaluang Nongkhai 大 Müang 16 属領の Müang 36 Müang Lao Fai Nüa 北部ラーオ諸国</p>	<p>1. Müang Nongkhai 2. Müang Chiang Khuang 3. Müang Borikhannikhom 4. Müang Phonphisai 5. Müang Chaiburi 6. Müang Thauthen 7. Müang Nakhon Phanom 8. Müang Sakon Nakhon 9. Müang Mukdahan 10. Müang Kamuthasai 11. Müang Buriram 12. Müang Nonghan 13. Müang Khonkaen 14. Müang Khamkoet 15. Müang Khammuan 16. Müang Lomsak</p>
<p>IV. Khaluang Müang Nakhon Ratchasima 大 Müang 3 属領の Müang 12 Huamüang Lao Klang 中部ラーオ諸国</p>	<p>1. Müang Nakhon Ratchasima 2. Müang Chanbot 3. Müang Phukiao</p>

モーム・アモラウォンウィチット「イサーン州地方国年代記」, Mom Amora-wongwichit, "Phongsawadan Huamüang Monthon Isan," (*Prachum Phongsawadan Phakhi* 4), *Prachum Phongsawadan Lem* 3, Ongkankhakhong Khurusapha, Phranakhon, Ph. S.2506 (1963 A. D.), pp. 368-2.

部ラーオ諸国はウボン州 Monthon Udon として踏襲されていた。^⑩
これらのカールアンのうち、チャムパーサクに派遣されたプラーヤー・マナーアムマタヤーティボディ^⑪ Phraya Maha Ammatayathibodi (Rum Siphén) はカールアン・ヤイとされ四つのカールアンの領域の統轄責任者であった。カールア

ンの所轄領域はほぼ均等な規模で定着し、中部ラーオ諸国の場合をのぞいて、内部には一―一六の地方国を有し、その二倍程度の小規模な属領を統轄していた。歴史的に古くからタイの国家領域の東方への鎮守府的機能をはたしたナコンラーチャーシーマーは、北行してノンカイにいたる通路とムン川沿いに東行してウボン、チャムパーサクへいたる通路、ドンブラヤーイエンを越えサラブリ經由で首都にいたる通路とのインターチェンジとしての性格を有した。中部ラーオ諸国を構成する地方国は少なかったが、ナコンラーチャーシーマーは多くの華僑を含み、コラート高原上の一大交易都市として重きをなした。^②

北部タイの山間盆地に対しても、若干の試みがなされ、土侯領域の伝統的統治形態の枠組を残存させ、その機能の合理化をはかる政策が行われた。テット^③によれば、一八八四年チェンマイにおいては首都から派遣されたカールアンが弁務官として土侯政府を補佐し、租税徴収など統治全般にわたる合理化をはかり、この政策は「土侯政府と六大臣」[Khao Sanam Luang, Lae Sena Hok, Tamnaeng]とよばれた。これはマレー海峽植民地に対する英の Residential System^④を導入したものと考えられ、北部タイの土侯領域やルアン普拉バンなどに適用されていた。

ダムロンの内務大臣就任の時には、このような、カールアン、カールアン・ヤイによる直接統治や北部タイの土侯領域におけるような間接統治が進行しつつあった。就任時にはすでにラーオチェン Lao Chiang、ラーオプアン Lao Phuan、ラーオカーオ Laokao、中部ラーオなどの北部タイ、コラート高原、さらにカンボジアにカメーン Khamen、マレー半島西岸部を包括するプーケット Phuket などのカールアン・ヤイの所轄領域が州 Monthon とよばれて定着しつつあった。^⑤ これら辺境の地方国や土侯領域に対する所轄領域の設定は、首都による支配を一定程度強めることになったが、キンムアン制による統治の弊害は途絶えることなく、地方国主、官吏の不正はダムロンの一八九二年の視察旅行によってしばしば指摘された。^⑥ またスミス^⑦も、首都からラムバンに発送された飢きん救済のための大量の米が途中で紛失し、軍の糧秣が官吏の私用に供せられたり、輸出牛の高騰による官吏の不正事件など、過渡期の混乱を記している。

カールアン、カールアン・ヤイの派遣とその所轄領域の設定は、英・仏植民地勢力の外圧を直接的契機としつつ、辺境の地方国、朝貢土侯領域におけるキンムアン制を、中央集権的な領域統治へと転化する過渡期の模索であった。ダムロンを中心とする内務省による中央集権的な国家領域統治の課題は、これらの先行する試みをより発展させ、体系化することであった。

- 註① Wyatt, D. K., *op. cit.*, pp. 84-9 (一一〇―一二三)。
 ② *Thesaphiban*, p. 10.
 ③ *Ibid.*, pp. 12-3.
 ④ *Ibid.*, pp. 60-72. Chakkrit Noranithadungkan, *op. cit.*, pp. 144-8.
 ⑤ Tej Bunnag, *op. cit.*, p. 2.
 ⑥ Smyth, H. W., *op. cit.*, Vol. 1, p. 32. McCarthy, J., *op. cit.*, pp. vii-viii; Tej Bunnag, *op. cit.*, pp. 118-9.
 ⑦ 一九〇〇年のヤマーノーンの書に収録された Map of the Kingdom of Siam and its Dependencies 中の成果の一部である。
 ⑧ 後述 Phraya Maha Ammatayathibodi Ruang Kamnoel Krom *Phanlu*, 1956 (『徳園史』藏生) の著述である。 *Thesaphiban*, p. 55. Tej Bunnag, *op. cit.*, p. 147.
 ⑨ 古くは Royal Commissioner として古くから中央政府に属して地方に派遣されたが、この時期には弁務官としての役割を果たすようになった。
 ⑩ Phraya Maha Ammatayathibodi (Ruan), *Phongsawatdan Mitang Nahhon Chingwai Mitang Nahhon Lamphunchai*, P. P., Vol. 3, pp. 128-9.
 ⑪ Mom Amorawongwicht, *op. cit.*, pp. 297-8.
 ⑫ *Ibid.*, pp. 302-3.
 ⑬ *Ibid.*, pp. 319-20.
 ⑭ McGilvary, D., *op. cit.*, p. 112.
 ⑮ Tej Bunnag, *op. cit.*, pp. 101-2.
 ⑯ Mom Amorawongwicht, *op. cit.*, pp. 334.
 ⑰ *Ibid.*, pp. 351-2.
 ⑱ *Ibid.*, pp. 362-3.
 ⑲ *Thesaphiban*, pp. 140-1.
 ⑳ Mom Amorawongwicht, *op. cit.*, p. 364.
 ㉑ 華僑八〇〇人が華僑地区を形成して交易に従事した。当時人口は五〇〇〇人であると McCarthy, J., *op. cit.*, p. 27. Smyth, H. W., *op. cit.*, p. 27, pp. 233-5.
 ㉒ Tej Bunnag, *op. cit.*, pp. 106-7.
 ㉓ Swettenham, F., *About Perak*, Singapore, 1893, pp. 8-19.
 ㉔ *Thesaphiban*, pp. 73-5.
 ㉕ Damrong Ratchanuphap, Sondet Phrachaboromawonhloe Krom Phraya Nihan Borenhkati, Sannakphim Kaona, Phra-nakhon, Ph. S. 2505 (1962), pp. 40-3 (卷 4 頁 1) 『日記録』。
 ㉖ Smyth, H. W., *op. cit.*, pp. 23-4.

六 テーサービバーン体制の創出

テーサービバーン体制とは、一八九三年以後展開した内務省による領域統治の改革と国家領域の体系的再編であり、中央から派遣された州知事 *Khuanang Thesaphiban* による集権的な領域統治の成立であった。キンムアン制下にあった地方国の行政、財政、司法の直接支配をめざすテーサービバーン体制の確立は、旧制度下のプライの審役義務、奴隸制の廃止などの社会改革の進展とともに、チャクリ改革の主要な一翼を形成した。

テーサービバーンとは *desa-abhipala* で、梵・巴語からの借用語彙から合成した語であり、統治される特定の地域・領域を意味している。五世王、ダムロンらは以前に設定されたカールアンの所轄領域の構成にならって、内側の地方国 *Huamuang Channai* の五、六ヶ国を適宜に統合して *Monthon* に編成すべきと考えた^①。州編成に関しては、各地方国の地理的条件の検討が加えられたものと考えられ、地図局やルアン・テーサーチットウィチャンらによってもたらされた地理学的知識がその背景となっていた。ダムロンは州の編成配列を考えるにあたって、「水路・河川筋が交通路であり、州の領域の基盤」であると認識し、各地方国をそれに従って分割した^②。そして仏暦二四三六年（一八九三／四A D）までに、ナコンラーチャシーマーを含めて五州を、河川交通路という地理的条件に従った原理によって設定した^③。

まずデルタ上流部のチャイナート以南はアヌタヤを州都として七地方国をクルンカオ州 *M. Krung Kao* とした。バンパコン水系に沿って、ブラチーンブリを州都として四地方国をブラチーン州 *M. Prachin* とした。チャオプラーヤー水系でピン川に沿う地域は、山間盆地からのチーク材の集散地である合流点バクナムポー^④を外港とするナコンサワンを州都として八地方国をナコンサワン州 *M. Nakhon Sawan* とした。チャオプラーヤー水系の支谷ナン、ヨム川流域の北部盆地は、ピッサノークを州都に五地方国を統轄し、ピッサノーク州 *M. Phitsanulok* が設定された。また先にカールアンの派遣されたナコンラーチャシーマーも四地方国を統轄し、ナコンラーチャシーマー州 *M. Nakhon Ratchasima* に改変され

た。

図5・表4はダムロン、ラーチャセナー、チャクリット Chakrit Noraniphadungkan、テットらによって記された
ターサーピバーン体制下の州の設置状況を示したものである。史料により若干の設置年次の相異があるが、先行するカー
ルアンの所轄領域を踏襲・改変し、さらに新らたに州が設置され、一九一五年をもって一応完了した。この間に設置され
た州は、山間盆地の土侯領域、マレー半島スルタン土侯領域、カンボジア、辺境地方国などを含め、国家領域の全域にわ
たり、後に分割されたものも含め二一州を数える。

設置年次は、デルタを中心としたチャオブラヤー水系とその縁辺地域、マレー半島部などでは比較的早く、しだいにコ
ラート高原や土侯領域におよんでいる。コラート高原では北部ラーオ諸国のカールアンの所轄領域がウドン州 M. Udon
に改変され、イサーン州 M. Isan とされた地域は東北部ラーオと東部ラーオ諸国を含んでいた。北部タイのラーオチェ
ンはパーヤップ州 M. Phayap カンボジアのトンレサップ盆地西部はブーラパ州 M. Burapha とされた。スルタン土侯
領域に関してはゲダーのサイブリ州、さらにパタニー州 M. Pattani が設定された。これら州の設置された辺境地域のう
ち、ルアン普拉バン領、チャムパーサック、カンボジア、サイブリなどは、今世紀初頭における英・仏治外法権の徹底と

1. Chiang Mai
2. Lampang
3. Phitsanulok
4. Phetchabun
5. Nakhon Sawan
6. Ayutthaya
7. Prachinburi
8. Nakhon Chaisi
9. Krungthep (Bangkok)
10. Ratburi
11. Udonthani
12. Roi-et
13. Ubon
14. Nakhon Ratchasima
15. Pratabong (Battambang)
16. Chanthaburi
17. Chumphon
18. Nakhon Sithammarat
19. Phuket
20. Pattani
21. Saiburi (Kedah)

I タイにおける国家領域の成立過程 (田辺)

図 5. テーサービバーン体制下の州

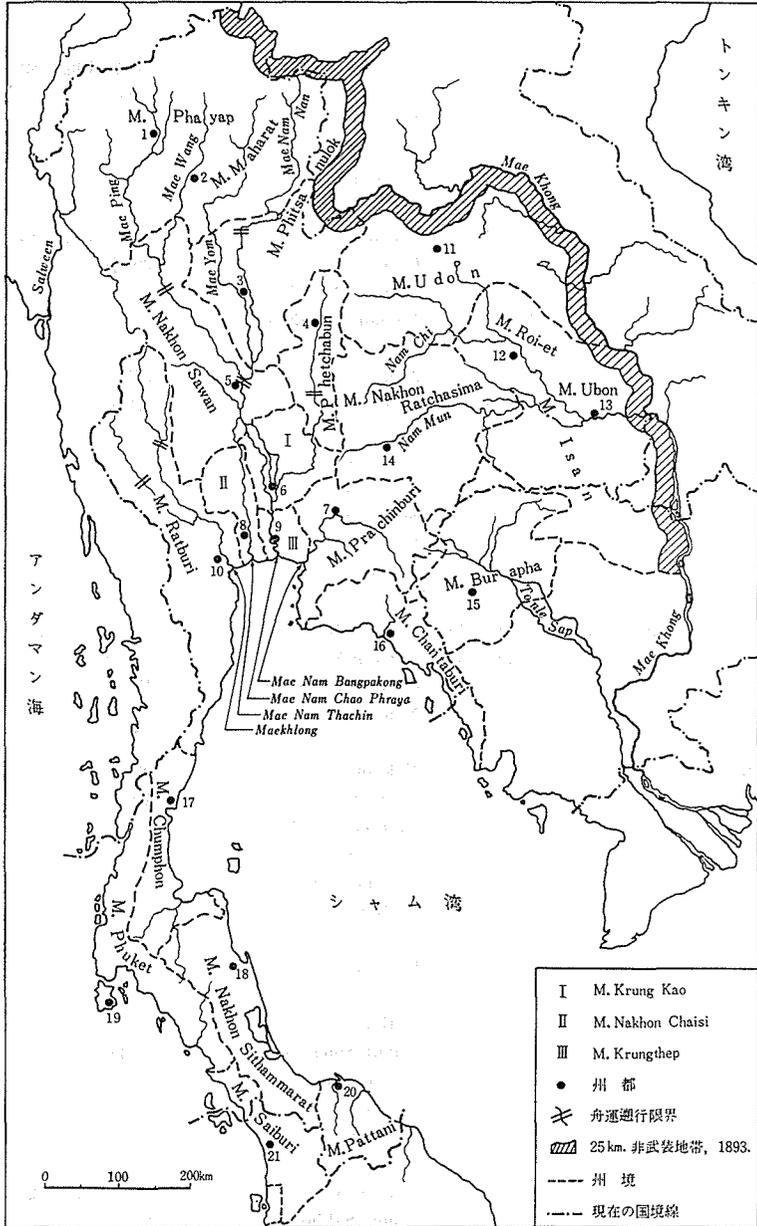


表4. テーサービバン体制下の州の設置状況

Monthon (州)	設置年次	Müang (県)	備 考
Phitsanulok	1892/3 ^A 1894/5 ^{BC}	Phitsanulok Phichit Phichai Sukhothai Sawankhalok	5 県, 19郡, 825区, 4,006小区。
Prachinburi	1892/3 ^A 1894/5 ^{BC}	Prachinburi Coachoengsao Nakhon Nayok Phanom Sarakham	4 県, 16郡, 86区, 390小区。
Krung Kao	1893/4 ^A 1895/6 ^{BC}	Ayutthaya ^{ABC} Angthong ^{ABC} Lopburi ^{ABC} Phromburi ^{ABC} Saraburi ^{ABC} Singburi ^{AB} Inthaburi ^{AB} Phraphutthabat ^B	5 (7, 8) 県, 25郡, 479区, 4,447小区。
Nakhon Ratchasima	1893/4 ^{AD} 1894/5 ^{BC}	Nakhon Ratchasima ^{ABCD} Buriram ^{ABCD} Chaiyaphum ^{ABCD} Nangrong ^A	3 (4) 県, 7 郡, 378小区, Nangrong は1901/2年 Buriram へ併合 ^A 。
Nakhon Sawan	1893/4 ^A 1895/6 ^{BC}	Nakhon Sawan Chainat Kamphaeng Phet Manorom Phayuhakhiri Sanburi Tak Uthaithani	8 県, 20郡, 506区, 1,845小区。
Ratburi	1894/5 ^B 1895/6 ^C	Ratburi Samut Songhram Kanchanaburi Phetburi Pranburi	5 県, 20郡, 506区, 1,845小区。
Nakhon Chaisi	1895/6 ^{BC}	Nakhon Chaisi Samut Sakhon Suphanburi	3 県, 11郡, 254区, 2,571小区。

タイにおける国家領域の成立過程 (田辺)

Phuket	1895/6 ^{BC}	Phuket Kraburi Trang Takua Pa Phang-nga Ranong	6 県 1894/5年当時, Phuket 州 は Kalahom 所轄 ^B
Nakhon Sithammarat	1896/7 ^{BC}	Nakhon Sithammarat Songkhla Phatthalung	3 県, 17郡, 232区, 2,669小区
Chumphon	1896/7 ^{BC}	Chumphon Kanchanadit Langsuan Chaiya ^B	3(4)県, 15郡, 152区, 1,515小区 当初 Surat 州とよばれた。 ^B
Burapha	1896/7 ^C 1903/4 ^B	Phratabong (Battambang) Siamarat (Siem Reap) Sisophon Phanomsok	4 県, 13郡, 80区, 800小区 カンボジア, 1907年に仏に 割譲。
Saiburi	1897/8 ^{BC}	Saiburi (Kedah) Palit (Perlis) Satun	朝貢土侯領域, Saiburi, Palitは1909年に英に割譲。
Phetchabun	1899/1900 ^{BC}	Phetchabun Lomsak Lei ^C	2(3)県
Phayap	1900/1 ^C 1902/3 ^B	Nakhon Chiang Mai Nakhon Lamphun Nakhon Lampang Nakhon Nan Phrae Thoen	6 県 1910/1年 Mae Hong Son, Chiang Rai 県が加わる。 ^B 1904年, メーコン西岸の Luang Phrabang の版図 を仏に割譲。
Udon	1899 ^D 1900/1 ^{BC}	Udonthani ^D Khonkaen ^D Loei ^D Nakhon Phanom ^D Sakon Nakhon ^D Nongkhai ^D Makkhaeng ^{BC} Thatuphanom ^{BC} Nam Huang ^{BC} Phachi ^{BC}	6 県 史料 ^{B, C} による記載は, Boriwen(地区)別で, 史料 ^B には主邑, 本系列の 5 Boriwenがあげられてい る。

Isan	1900/1 ^{BC} 1910 ^D	Sakon Nakhon ^{BC} Ubonratchathani ^C Sisaket ^C Surin ^C Nakhon Champasak ^C Roi-et ^C Mahasarakham ^C Kalasin ^C Ubonratchathani ^B Champasak ^B Khukhan ^B Surin ^B Roi-et ^B	7 県 史料 B による記載は、Boriwen. Boriwen Champasak は 1904 年、仏に割譲。
Chanthaburi	1906/7 ^{BC} 1906 ^D	Chanthaburi Rayong Trat	3 県 1893 年から 1904 年まで Chanthaburi には仏軍が進駐。
Pattani	1906/7 ^{BC} 1906 ^D	Pattani ^{BCD} Yala ^{BCD} Ra-ngae ^{BCD} Saiburi ^{BCD} Nongchik ^{BD} Yaring ^{BD} Raman ^{BD}	4(7) 県 朝貢土侯領域、当初、Nakhon Sithamarat 州の Songkhla 県下の Boriwen であった。
Ubon	1912/3 ^{BC} 1912 ^D	Ubonratchathani ^{BCD} Khukhan ^{BCD} Surin ^{BCD} Sisaket ^D	3(4) 県 Isan 州を分割。
Roi-et	1912/3 ^{BC} 1912 ^D	Roi-et Manasarakham Kalasin	3 県 Isan 州を分割。
Maharat	1915/6 ^{BC} 1915 ^D	Lampang Nan Phrae	3 県 Phayay 州を分割。
Krungthep			Mahatthai 所轄でなく、Kasuang Nakhonban の下におかれ Phranakhon, Thonburi, Pathumthani, Nakhon Khūankhan, Samut Prakan, Nonthaburi などが含まれる。 ^B

Müang(県)の名・数が史料により異なる場合以外は、Müang 名に出典を示さない。

- A: 『テーサーピバーン』, 1952のダムロン親王執筆部分。
 B: 『テーサーピバーン』, 1952のプラーヤ・ラーチャセーナー執筆部分。
 C: チャクリット・ノラニティパドゥンカーン, 『ダムロン親王と内務省』, 1963
 D: Tej Bunnag, The Provincial Administration of Siam from 1892 to 1915, (Ph. D. Dissertation Oxford Univ.), 1968.

交換に割譲され、明確な国境線が画定された。^⑥

各州はダムロンの方針どおり、最小で三、最大で八の、ほぼ五、六の地方国の領域を統轄し、いわば中央政府の集権的領域統治のための均等な規模の上位レベルの領域が画定されていた。面積において異常に大きかったパーヤップとイサーン両州は人口規模においても一〇〇万を越え、州行政の効率化をはかるため一九一〇年代に入ってそれぞれ二分割された。^⑦ これら地域に関するセンサスは「ラタナコーン暦一九一九年国勢および教育調査」^⑧ Yot Sammanokhrua Kan Liangthip Lae Kan Suksa Sok 129 によるうやく明らかにされはじめたという事情がそこにあつたと考えられる。

州の領域規模は明らかに元の主要な地方国の数によって決定されたと考えられ、地方国の生活空間の枠組は州領域の内部に依然として残存していた。キンムアン制下の世襲の国主は廃止され、俸給を与えて州知事直属の官吏とされ県知事 Phuwatatchakan Müang とよばれた。一八九六年に開催された最初の州知事会議 Prachum Thesaphiban に関するダムロンの「テーサーピバーン報告書」^⑨ Raigan Thesaphiban によれば、旧来の首都と地方国間の命令書、上申書のやりとりの時間的浪費が州知事を媒介することによってより能率的に行われるべきことを主張している。^⑩ 内務省による集権的統治とは、いわば州を媒介させることによって、元の地方国の領域をより直接的に支配することであつたと考えられる。

同報告書ではさらに州統治に関する機能分化が行われ、元の地方国が個別的に行っていた行政、司法、財政を州の下に統合する試みがなされたことがうかがえる。すなわちカールアン・マハータイ Khaluang Mahattai、カールアン・ユッティタム Khaluang Yutitham、カールアン・クラン Khaluang Khlang などが州知事の下に置かれた。^⑪ しかしこの時期の州統治の内容は、いまだ旧来のキンムアン制を克服すべく、模索の段階にあり、根深かく残存する地方国の勢力との対決は必至であつたと考えられる。テットに

よれば、この時期にはきわめて多くの陸軍軍人や警察関係者が州知事として派遣されたといわれ、さらに各州独自の州警察の設立や通行手形の発行など治安対策がしばしば行われたといわれる。また旧地方国勢力の解体をめざす攻撃ははげしく、ダムロンは、最も強く残存するデルタ上流部の地方国やカムペンペットなどに対して官の罷免、監禁を含む王政的威嚇を加えている。^③

州内部の領域編成に関しては、旧来の主要な地方国の枠組を残し、郡 Amphoe、区 Tambon、さらに最下位の行政村としての小区 Ban, Muban が設けられた。ダムロンは旧制度におけるプライの番役徴発組織であるクロム Krom やムー Mu と、元の地方国内の行政領域であったクウェン Khwaeng、アムバー Amphoe(郡)、タムボン Tambon(旧区)、バーン Ban(旧村)との二重性を指摘した。そして官務への番役徴発がアムバーなどの行政領域を無視して行われるために、各行政領域やプライの番役、課役代徴収をめぐる混乱が発生したのだと認識し、この関係の逆転、すなわち画定された各レベルの行政領域における人民の統治の必要を主張した。ここにテーサーピバン体制における郡・区・小区などの行政領域の構想が生れる。

ダムロンの構想は、まず近接する一〇戸をもって小区とし、中心となる小区から最遠の小区までが三時間行程の範囲に区を設け、郡の領域は一人人の人口か、もしくは郡役所から半径一二時間行程の範囲とするというものであった。郡の設置は各州ごとに独自に進行し、元の小規模な地方国は県内部の郡として再編成され、プラチンブリ、クルンカオなど首都近郊の州において比較的早かったといわれる。表4にみるごとく県の領域内にはぼ三〜四の郡が包まれ、各郡には平均一七区、各区には平均七小区が包まれていた。

テーサーピバン体制は、この構想のより整備された形態としての一八九七年の「ラタナコーシン曆一六六年地方行政法」Phraratchabanyat Laksana Pokkhrong Thonthi Ratanakosinsok 116. をもって一応の完成をみる。同法による州内における各領域の統治形態の定式化は、それ以前の十数年間におよぶ準備実験の過程の総括と、東南アジアにおける英

国、オランダの植民地統治の方法の導入が基礎になったといわれている。^⑦ 同法における各領域の設定にしてみればほぼ次のごとくである。

先ず、郡の領域設定に關しては州知事が決定し、人口稠密地域で地形が低平な場合は約一万人の人口規模で、人口稀薄地域では地形が森林山地で人家が散在する場合は、徒歩で一巡して一二時間以内の範囲をその領域とした。また人家のない地域は近接する郡の属地とすると決められた。小区は最小の領域单元であり、一〇戸または男女住民一〇〇人をもって構成し、約一〇の小区の集合を区と定め、県知事によってその領域は決定された。特に区長 *Kannan* は区内の状況を県知事、郡係官 *Kromakan Amphoe* に報告し、租税徴収などの義務を遂行し、管轄の区内の小区長 *Phuyai Ban* を月二回集めて小区の事情を協議すると決められた。

郡長 *Nai Amphoe*、郡係官などは、郡行政を行なう官吏であり、特に郡内の治安維持、巡察などが義務づけられ、租税徴収の責任者であり、郡内の各種の登録簿を作成保管することなどが規定された。

旧制度のプライの番役徴発組織の解体とともに、ここにおいて人民の集権的統治のための明確な境界をもつ領域として各行政領域のヒエラルヒーが誕生した。そしてこの法は、一八九九年の「県行政法規」*Kha Bangkok Pokkhong Huanhang* とともに、旧制度における世襲の地方国主、官吏の人身支配を廃絶し、俸給を給与される各領域の官吏を生み出した。キンムアンとよばれた旧制度の地方国の統治・経営は解体され、ここに内務省による中央集権的な国家領域の統治の基盤が築かれたのである。

註① *Thesaphiban*, p. 77.

② *Toid*, pp. 79-80.

③ *Toid*, pp. 80-5.

④ *Carter, C., op. cit.*, pp. 177-8. ベトナムポーには関税事務所が置かれ、森林局が上流から筏で搬出されたチーク材を計測し課税した。

⑤ *Thesaphiban*, pp. 80-5, 129-48, Chakkrit Noranithiphadungkan, *op. cit.*, pp. 549-53.

⑥ *Tej Bunnag, op. cit.*, pp. 408-10.

⑦ *Credner, W., op. cit.*, pp. 352-5.

⑧ *Thesaphiban*, pp. 143-4, 145-6. "Yot Sammanokhrna Ksan Liang-

- thip Lao Kan Suktas Sok 129", *Thesaphiban*, Lem 13, R. S. 131 (1912), pp. 250-347 (ラタナコーシン暦二二九年国勢および教育調査)、『内務省報』卷二三、同調査ではバーヤップ州一、二一六、八一七人、イサーン州一、四一四、〇七三人とされ、他の二五州を含めて一、〇〇〇、〇〇〇人をこえるのはこの二州のみであった。部分的センサスは一九〇三年、一九〇七年に行われ、いずれも『内務省報』に収録おれり。"Ruang Tasanokhrua Huantang", *Thesaphiban*, Lem 1, R. S. 125 (1905), pp. 85-103, "Ruang Samrat Thambanchi Samanokhrua", *Thesaphiban*, Lem 7, R. S. 128 (1909), pp. 33-52.
- ⑨ "Rangan Thesaphiban", *Ratchakitchanubeksa*, Lem 15, R. S. 117 (1898), pp. 508-11 (『タイ王国官報』卷一五所収)
- ⑩ *Ibid.*, p. 509.
- ⑪ *Ibid.*, p. 509.
- ⑫ 陸軍からはブルーバ、ナコンラーチャシーター、ナコンサワン、アユタヤ、プラチンブリの各州に派遣され、ナコンチャイシー州へは警察関係者が派遣された。文官の派遣された州は、チュムボン、サイブリ、ナコンシータムマラー、ベッチャブーン、ピッサヌローク、ブーケット、ラーブリ、ウドンである。[*Tej Bunnag, op. cit.*, pp. 161-2.
- ⑬ *Ibid.*, pp. 167-9.
- ⑭ *Ibid.*, p. 175-6.
- ⑮ *Ibid.*, p. 173.
- ⑯ "Phraratchabanyat Laksana Pokkhong Thonthi Ratanakosinsok 116", *Ratchakitchanubeksa*, Lem 14, R. S. 116 (1897), pp. 105-34 (『タイ王国官報』卷一四所収) 同法の主要部分に關しては石井の訳文がある。石井前掲論文(二)⑦、七一―九一ページ。
- ⑰ Siffin, W. J., *op. cit.*, p. 72, [Tej Bunnag, *op. cit.*, p. 199.

七 むすびにかえて

一九世紀後半の英・仏植民地勢力の外圧は、五世王を中心とするタイ中央政府にとって国家領域の統合・保全をおびやかす危機として認識され、避遠の地方国や朝貢土侯領域にまで肥大していた旧制度下の国家領域は、明確な国境線をもつ領域国家のそれとして統合されることをしいられた。外圧に対応する領域統治の改革はダムロンを長とする内務省によって遂行され、旧来の地方国を州として統合することから開始され、地方の各行政領域の設定によって中央集権的統治、すなわちテーサー・ピバン体制を確立していった。旧制度下のキンムアンを否定するテーサー・ピバン体制は、領域統治における集権的な専制支配をより機能的・合理的に貫徹する手段であった。

旧制度における完結した生活空間であった地方国の枠組は州政下に残存したが、国王は内務省の官吏として県知事とき

れ、さらにその政治権力は大中に削減されていった。そして内務省を頂点とする領域統治のヒエラルヒーは新たな専制支配の権力装置である官僚制を生み出していった。法制度上における改革によって番役制度を軸とする旧制度の身分制社会は解体されていったが、その支配隷属関係は官僚制におきかえられ、その中に残存している。首都と地方の関係も、テーサーピバン体制の進展とともに集権的な支配隷属関係としての性格を強めていくことになる。

テーサーピバン体制下の州の領域は、たしかに河川交通路を軸とする地方国の上位レベルのまとまりであり、また先行する歴史的領域の踏襲であったりした。しかしそれは、内務省による地方国勢力の解体と人民の直接支配のための媒介的役割をはたしたにすぎず、州や地方国レベルにおける地域の自生的な独自の発展はきわめて貧弱である。それは一九世紀後半に始まる国民経済の発展が植民地的性格を濃厚に残し、社会的分業の進展を一定程度におしとどめ、地方における地域社会の発展を阻害したことによると思われる。

On the Revolt of *Blo bzan bstan hdsin*

by

H. Sato

We have not so many studies on the revolt of *Blo bzan bstan hdsin* in the *Ch'ing-hai* region 青海 in 1723 under the reign of *Yung chêng-ti* 雍正帝. The general history of the *Ch'ing* dynasty 清朝 describes it only as a minute revolt in the frontier.

The *Ch'ing* dynasty, however, by defeating the revolt, proclaimed the *Qosirun* System 旗制 in this region for the first time and succeeded in taking this area into its territory.

This article, after investigating the cause, the process and the effect of this revolt, will show that after the conquest of the *Ch'ing-hai* region by *Guši qan* the activity of the *Qosirud* tribe came to a final end.

The Process of the Establishment of State-Area in Thailand; Around the Time of *Chakri* Reformation

by

S. Tanabe

The advancement of the Western colonial powers in the late 19th century had caused a radical change in Thailand society under the old regime of *Ratanakosin* dynasty. *Chakri* Reformation can be characterized as a series of domestic reform which was launched by *Chakri* royal court headed by *Rama V Chulalongkon* in response to the impact of the Western colonial powers as a direct motivation. They perceived the pressure from the outside upon *Prathetsarat* (tributary chiefdoms) in the frontier as a danger to the existence of state and were forced to reform the administrative form of state-area which was composed of *Huamüang* (provinces) under the old regime. The reform of provincial administration in response to the pressure from the outside was launched by *Kasuang Mahatthai* (ministry of interior) headed by prince *Damrong* and kept bringing the centralized administration through integrating the

old *Huamūang* into *Monthon* (circle). That is the establishment of *Thesaphiban* (system of provincial administration). *Thesaphiban* which negated the individual administration and management by *Chao Mūang* (provincial chiefs) was also the instrument for carrying through the despotic rule more functionally and rationally. This article will pursue the situation of state-area and the change of its administrative form from the time of the old regime to the time of *Chakri* Reformation.

Reconsideration of the Luddism

by

Y. Takei

According to the accepted theory, the Luddism was the traditional domestic workers' desperate rising against the introduction of the labour-saving machinery. The Luddism, on the contrary, started in two centres of the movement, that is, in the Midlands and Lancashire, with no relation to it. The author, therefore, concluded that the machine-breaking was no more than tactics of Luddites and their intention was the political reform. Though workers' political reform movement was recessed by dissolution of the London Corresponding Society in 1799, the Luddism called it forth again. The Luddism was not a pro-economic but a political and economic movement.

We must not diminish the Luddites' aim into conservatism. They resisted against the alienation of labour by the popularization of the factory system. They tried actively to defend the independence and autonomy of production in order to continue the "legitimate" and "moral" way of life. Such a mental attitude of workers, the author thinks, is still held by the present English working class in promoting the Co-operative Movement.